

入札談合のメカニズムに関する調査と分析

[執筆者]

石橋郁雄

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

荒井弘毅

公正取引委員会競争政策研究センター事務局長

石井利江子

首都大学東京都市教養学部経営学系准教授

本稿の内容は著者たちが所属する組織の見解を表すものではなく、記述中のありうべき誤りは著者たちのみの責任に帰する。

【概要】

本研究では審決集を用いた受注予定者の決定方法(談合メカニズム)の調査分類と、それに基づいた幾つかの経済学的分析を行った。より具体的には、事前に経済学的に重要な性質と考えられる指標を幾つか作成し、審決集の記述から各談合事件で使用された談合メカニズムを指標に従って個別に分類していき、その集計結果を経済学的に分析した。本研究で得られた主な成果と結果は次のとおりである。多様な談合メカニズムを横断的に集計・分類できる新しいデータベースの"雛形"を作成した。平成8年度から平成17年度途中までのデータを用いた集計・分類結果より、この間に日本で摘発された独占禁止法違反事件では、かなり単純な談合メカニズムが使用されることが多いことが明らかになった。

同じく集計・分類結果より、(補修や改修などの)継続性、立地から推測される縄張的な要素といった観察可能な費用がある工事などでは、こうした“権利者”が多くの談合メカニズムで尊重されていることが明らかになった。(前項を踏まえ)新規工事と継続工事が混ざった談合事件において、両者を区別しなければ解釈を誤るおそれが出てくる事例が実際にあることを示し、両者を区別することの経済学的分析上の重要性を例示した。情報の非対称性を解消するような機能が盛り込まれた談合メカニズムは観察可能な費用に基づくメカニズムで補助的に使用されているに過ぎないと思われる場合が多かった。

目次

1 . はじめに	1
2 . 先行研究と本研究の位置付け	4
3 . 調査概要及び分析	7
3.1 分類概要	7
3.2 データについて	9
3.3 入札談合への経済学的アプローチに関する最近の進展	9
3.4 入札談合の分類	13
表 1 : 分布表	14
表 2 : 項目間重複表	15
表 3 : 項目間相関係数表	17
表 4 : 項目間重複割合表	17
4. ケーススタディ	18
4.1 談合事件の概要	18
4.2 データ概要と分析結果	20
表 5 : 被説明変数 ; 各入札者の落札確率 , 説明変数 ; 入札者の属性	23
5. 結論	24
参考文献	26
付録 : 談合データベースを基に作成した , 談合メカニズムの分類表	27

1. はじめに

古くからカルテルと談合の問題は競争政策上最も重大な問題の一つであり、現在もまだあり続けている。この間、現場を担う各国当局は摘発強化のために様々な努力・工夫を試みている¹。学術研究の場においても、カルテルや受注予定者の決定方法（以下、「談合メカニズム」とする。）の解明、それを踏まえた上での効果的な競争政策の在り方などに関して、経済学的手法を応用した研究が継続的に進められ、一定の成果を挙げている²。

しかしながら、こうした実務上・研究上の成果の積み重ねを経てもなお、残念ながらカルテルや談合の問題を完全に解明したとは言い難い。その最も厄介な原因の一つは実態把握の困難さである。言うまでもなくカルテルや談合は違法行為である。したがって、当局による摘発の危険がなく参加企業間のトラブルもなく安定して機能している限り、これらの違法行為が明るみに出るとは考えにくい。つまり、どれくらいの産業でどのようなカルテルや談合が行われているのかといった全体像の把握は、そもそも不可能といっても良いくらいに極めて困難なのである。そして、全体像が把握できない限り、新しく政策を開発したり、採用した政策の効果を検証したりすることは格段に難しくなってしまうことは言うまでもないだろう。

このような実態把握の困難さを念頭に置けば、入手可能な各種データの分析やケーススタディを慎重に行うことが、有効な競争政策について議論するために特に重要となることは明らかである。過去に摘発されたカルテルや談合が何らかの意味で「出来が悪かった」ものなのか、現実で頻繁に使用されているカルテル・談合メカニズムには何か相応の理由があるのかといったことを丹念に調査・分析していき、水面下のカルテル・談合を一つでも多く水面上に浮かび上がらせたり、水面下のカルテル・談合の安定性を少しでも低下させて競争的状态に近づけるための足掛かりとすることが求められている。

そのような流れを汲む一つの調査研究として、本研究では審決集を用いた談合メカニズムの調査分類と、それに基づいた幾つかの経済学的分析を行った。より具体的には、事前に経済学的に重要な性質と考えられる指標を幾つか作成し、審決集の記述から各談合事件で使用された談合メカニズムを指標に従って個別に分類していき、その集計結果を経済学的に分析した。本研究で得られた主な成果と結果は次のとおりである。多様な談合メカニズムを横断的に集計・分類できる新しいデータベースの"雛形"を作成した。平成8年

¹ 近年最大の変化は、日本でも2006年1月に導入された課徴金減免制度（leniency program）の急速な普及であろう。課徴金減免制度を大雑把に説明すると、談合参加企業が（一定の条件を満たした上での）審査への協力と引き換えに自身の課徴金や刑事的責任を免除・軽減されるという制度である。この制度の導入後、日本でも多数の談合が実際に摘発されており、その効果は非常に大きいと考えられている。

² 競争政策関連の定評あるテキストとして、例えば Motta (2004) などが挙げられる。

度から平成 17 年度途中までのデータを用いた集計・分類結果より、この間に日本で摘発された独占禁止違反事件では、かなり単純な談合メカニズムが使用されることが多いことが明らかになった。同じく集計・分類結果より、(補修や改修などの)継続性、立地から推測される縄張的な要素といった観察可能な費用がある工事などでは、こうした“権利者”が多くの談合メカニズムで尊重されていることが明らかになった。(前項を踏まえ)新規工事と継続工事が混ざった談合事件において、両者を区別しなければ解釈を誤るおそれが出てくる事例が実際にあることを示し、両者を区別することの経済学的分析上の重要性を例示した。個別企業の受注意欲のような情報に関する非対称性を解消するような機能が盛り込まれた談合メカニズムは観察可能な費用に基づくメカニズムで補助的に使用されているに過ぎないと思われる場合が多かった。

本研究は、業種や時期も異なる多様な談合メカニズムを集計・分類するものではなく、今後の更なる研究成果の蓄積に向けた公共財役割を果たすものである。次節でより詳細に説明するが、既存の経済理論研究では一般的普遍的性質を明らかにするために抽象的なメカニズムを念頭に置かざるを得ないことが多く、また実証研究では個別の事例を対象として絞り込んだ上で精度を高めながら掘り下げていく分析とならざるを得ない。そうした学術研究上の制約から一度離れ、データや客観的資料に基づいた談合の実態を既存研究とリンクさせて集計・分類している点で、本研究は学術研究に対して補完的な役割を担っているという側面があると言えるだろう。その結果として、これまでの学術研究の成果の整理と、これからの研究の方向性について有益な視点が得られることを期待している。

また、政策現場の視点から見ても、本研究には一定の価値があるのではないかと期待している。例えば、実際によく使用される談合メカニズムを特定し、その分析が進めば、より効率的な摘発や調査が可能となることが期待される。事件発覚のきっかけは内部告発や取引関係者からの申告など様々考えられるが、いずれの場合においても、情報収集活動を行い、一定の確証をつかんだ上で、審査事件の選択に際し、言わば裾切りを行った後に、対象となる談合事件の全貌をある程度予想した上で審査を開始できれば、限りある当局の人的物的資源を効率的に投下することができ、摘発の成功率を引き上げることもできるであろう。加えて、審査開始後も実際のあり得べきストーリーを識別した上でその主張立証に(間接証拠として)役立てることが考えられる。さらに、こうした摘発精度の上昇は長期的にはカルテル・談合の抑止効果を高めることが知られている³。

以降の内容は次のとおりである。まず次節では、先行研究に関して概観し、本研究に関連の深い幾つかの論文を紹介する。また、それら先行研究と比較しながら本研究の位置付

³ この部分を理論的に扱っている論文として、例えば Motta and Polo (2003) や Ishibashi and Shimizu (2008) を挙げておく。

けについても説明する。第3節では、本研究の調査対象となった審決集に関する説明と、著者たちが作成したデータベースについて解説を行い、調査結果とその解釈に関する幾つかの分析結果を述べる。第4節では、第3節で得られた結果を基にケーススタディを行い、新たな視点からの実証分析の有効性に関する検討を行う。最後に、第5節で本研究の成果を簡単にまとめ、今後の課題を整理する。

なお、執筆担当は、第1, 2, 5節は石橋、第3節は荒井と石橋、第4節は石井となっている。

2. 先行研究と本研究の位置付け

入札談合の研究は、理論・実証の両面で 1990 年代以降急速に進歩している。本節では本研究に關係の深い先行研究を中心に概観していく。

理論研究の最も基本的な枠組は（長期的關係に基づく）オークションである。そして、理論研究での最大の関心は、「情報の非対称性のある状況でどの程度効率的な談合が可能か」にあると言ってもよいだろう。ここでいう情報とは、受注意欲などの私的情報（private information）を指す。例えば公共工事などを考えると、他の工事を多く抱えていて機会費用が高い企業は受注意欲が低く、設備などの稼働率が低く機会費用が低い企業は受注意欲が高いと考えられる。こうした情報（受注意欲）は、その企業しか正確には知り得ないという意味で、一般に非対称（asymmetric）情報である。

通常、（談合組織全体としての）利益を最大化するためには、受注意欲が高い企業を落札者にすべきである。最も費用が低い企業が工事という生産活動に当たるので、このような状態は社会的観点からも効率的でもある⁴。また、受注意欲が高い企業が落札できない場合、その企業の談合破りのインセンティブは受注意欲の低い（非落札）企業に比べて相対的に高くなると考えられるので、談合メカニズムの安定性の観点からも受注意欲の高い企業に落札させた方が好ましいと思われる。

しかし、情報の非対称性がある状況では、受注意欲が高い企業を見極め落札者にすることはそう簡単ではない。落札によって一定水準以上の経済的利益がどの企業にも見込めるのであれば、受注意欲が低い企業も受注意欲が高いフリをしようとするからである。談合メカニズムが安定的に機能するためには、こうした問題にも対応できる複雑な落札者決定メカニズムが必要となってくるのである。

これらの点を念頭に置いて談合の効率性について分析した先駆的理論研究が McAfee and McMillan (1992) である。彼らは上述のような問題のうち、動学的要素⁵を外して静学的枠組で分析を行った。その結果、実際の入札の前にメンバー間で「落札権をかけたオークション（以下、「予備的オークション」と呼ぶ）」を行うことで、効率的な状態が実現されることを示した。この予備的オークションで落札権を勝ち取った企業は、他のメンバー企

⁴ その工事案件に話を限ってしまえば、効率的状態は全体のパイが最大化されているという意味で、望ましい状態ということもできる。談合に伴う不当に高い対価の問題は、あくまでもパイの配分上の問題であり、効率性の問題とはまた別の問題になることに注意されたい。

⁵ この枠組の談合を正面から分析するには、「正直に受注意欲を申告するか」という情報伝達上の逸脱と、「伝達された情報を基に合意した談合行為を守るか」という行動上の逸脱を同時に考える必要がある。McAfee and McMillan (1992) では、後者の逸脱は十分な拘束力があるために起こらないという仮定を置いて単純化した上で前者の問題を分析している。

業に対し、(入札結果に応じて事前に定められている) 支払 (side payment) を行う。したがって、McAfee and McMillan (1992) の結果は、「side payment と事前の意思疎通 (communication) が可能ならば、情報の非対称性がある状況下でも効率的な談合は実現可能である」と表現できる。

その後、Aoyagi (2003) は、談合メカニズムの動学的部分も考慮し、かつ、side payment が使用不可能な環境での談合の効率性を分析し、dynamic bid rotation を用いたメカニズム⁶で相当程度効率的な談合が実現可能となることを示した。Aoyagi (2003) が示したメカニズムは、上述の情報の非対称性に起因する問題を解消するために side payment の代わりに(落札を譲ったメンバーに対する) 将来の落札条件の緩和を利用している。こうした談合ルールは直観的に理解しやすく、かつ、現実の談合にも利用されている可能性が高いという点を踏まえると、相当程度効率的な談合が実現可能という結果は、非常に興味深く重要な結果である。

実証研究の主たる目的は、実際のデータを用いて談合の可能性を実証的に識別することにある。公共工事における談合を例に考えると、個別参加企業の費用に関連する各種データ⁷を利用して入札額の(競争上の) 妥当性を検証するという方法が基本形となる。通常、競争によって入札が行われている場合、これら費用条件で相対的に優位に立つ企業ほど低い入札額になるはずである。しかし、談合が行われていた場合、こうした費用条件の違いでは説明できないような入札額になる可能性が高い。実証研究では、入札額決定要因に何らかの非競争的側面が存在しているかどうかを検証しようと試みる。

こうした一連の実証研究の流れの中で先駆的研究として位置付けられるのが、Porter and Zona (1993) である。彼らはロングアイランドにおける高速道路関連舗装工事の入札データなどを用いて、談合参加企業と非参加企業とでグループ分けした上で⁸、グループ毎に入札額や入札額の順位が観察可能な費用でどの程度説明できるかを実証的に分析した。その結果、非参加企業グループでの説明力が高かったのに対し、参加企業グループでの説明力が低くなることを明らかにした⁹。

⁶ 主旨だけを言ってしまうと、各時点の落札者の決定条件をそれまでの落札の経緯(歴史)に応じて変えるメカニズムである。

⁷ 例えば、工事現場と機材置き場までの距離や、その時点で抱えている受注済みの案件の量(backlog)など。

⁸ 彼らが扱った事例は既に法廷で事実関係が明らかになったものであるため、こうしたグループ分けが可能となっている。

⁹ Porter and Zona (1993) に連なる研究として、この他にもオハイオ州における学校納入用の牛乳に関する入札を分析した Porter and Zona (1999) や、高速道路関連の補修工事の入札を構造推定などを用いて分析した Bajari and Ye (2003) などが挙げられる。

関連したもう一つの新しい研究の方向として、談合のメカニズムをより直接的に検出しようと試みた興味深い実証研究もある。Pesendorfer (2000) は、フロリダ州とテキサス州における学校納入用の牛乳における入札を分析し、フロリダ州では side-payment を利用した談合、テキサス州では市場分割を用いた談合をそれぞれ裏付けるような結果が得られている。Ishii (2009) は、那覇市の補償コンサルタント入札¹⁰を分析し、過去の入札結果に応じた「貸し借り」がその後の落札結果に影響していることを実証的に明らかにした¹¹。

これら理論・実証の先行研究との比較において、本研究の位置付けは「現実の談合の実態について新たな側面を提示し、理論及び実証の両面について更なる発展を促すこと、同時に競争政策当局に対して客観的データと手法に基づいた調査手法の開発に向けて有益な参考資料を提示するもの」であると著者たちは考えている。上述のように、理論研究と実証研究ではそれぞれ独立した問題意識で研究が進められているような状態である。理論研究では情報の非対称性と談合の効率性を分析するために、様々な仮定が置かれていたり、様々な談合メカニズムが提示されたりしている。これらの仮定やメカニズムが、どの程度現実の談合で用いられているものに近いのかは検証されて然るべき重要な作業であろう。実証研究においても、実際に多用されている特定のメカニズムに的を絞った実証手法や現実の談合の実態に即したデータ処理上の注意点などが明らかになれば、より精度の高い研究となるであろう。現場にいる当局の立場から見ても、談合メカニズムの実態をある程度事前に絞りこんだ上で捜査活動に入れれば、より少ない資源でより迅速に成果を得られることが期待される。

¹⁰ 補償コンサルタントとは、例えば新道路建設などの公的目的のために民間設備の移動などが発生する場合の補償業務を担当するコンサルタントである。

¹¹ Ishii (2008) では、幾つかの代表的談合メカニズムを同時に考慮して、データからどのメカニズムが使用されていたかを実証的に識別することを試みている。

3. 調査概要及び分析

3.1 分類概要

審決集を基に、次のような方式で使用された談合メカニズムの分類を行った。まず、談合メカニズムの特徴として、(i)経済学的な視点から見て重要であり、かつ、(ii)審決集の記述から識別可能と思われる、要素を以下のとおり7つ挙げた。ただし、この中には、入札参加者間の話し合いにより受注すべき者を決定するといった多くの談合事件で見られる記載はこの分類の項目としては含めていない。これは、話し合いによる決定の更に内実が記載振りから分かるものを対象として、その分類整理を行うことによって、これまで提案されてきた経済学的考え方がどれだけ現実に使われているかを見るためである。話し合いの詳細が認定から分からなかったものは、特定の要素には分類していない。

審決集の記載に基づいたものであり、あくまでも摘発された談合事件だけを対象にしていることについての懸念、審決の記載を検討対象とすること自体の問題、その他問題点については、[5.結論]でも触れているが、これらの事例は世の中の談合メカニズムのごく一部を調べた一次的接近に過ぎず、今後更に検討を蓄積していく必要があるのは言うまでもない。加えて、本稿の中で用いているまた幾つかの経済学的な視点からの要素に基づく分類は、実際のケーススタディに結び付くための一つの試みであり、ケーススタディに続けるための情報の整理として見ることができよう。

分類作業の中で取り上げる各要素への仕分けについても、恣意性が排除できないが、特定の方向を持った分類の偏りが生じるものではなく、ランダムな分類の誤差である限り、集計上弊害は強くは生じてこないと考えられる。

なお、これらの各要素は互いに排反ではなく、複数の要素を同時に満たすような談合メカニズムが存在し得ることも記しておく。

- (1) 受注希望の有無を確認しているか
- (2) コストのうち観察可能な要素を考慮しているか
- (3) private information のシグナルを考慮しているか
- (4) 単純な配分の公平性を考慮しているか
- (5) 機会費用に応じた配分の公平性を考慮しているか
- (6) 官製談合かどうか
- (7) その他

簡単に各要素について説明を加えておく。

まず第一要素「受注希望の有無を確認しているか」であるが、これは最も基本的な受注意欲の確認がなされているかどうかを見るための項目である。先行研究の理論研究の部分

で触れたように、入札談合には本質的に情報の非対称性が存在している。この点を現実の談合メカニズムが実際に考慮しているかどうかを確認する上で、審決集に頻繁に記載されているこの要素を取り上げた。ただし、ごくまれに受注希望も取らず機械的に落札者を決定するようなメカニズムもあった。この場合、単に審決集で（実際は意思確認していたのに）記載されなかっただけなのか、全員受注希望することが明白なので意思確認を省略しているのか、情報の非対称性がもたらす諸問題をこのようなやり方で意図的に回避（又は解決）しているのかが注目される。残念ながら、今回入手したデータからは確たる推論には至らなかった。

次に、第二要素「コストのうち観察可能な要素を考慮しているか」であるが、これは談合メカニズムが効率性を考慮しているかを確認するための項目である。観察可能なコストとは、工事現場と本社の位置（本社から工事現場までの距離が短ければ、機材の輸送などで有利と思われる。また、周辺の地理や諸事情に相対的に通じていることも予想され、円滑に業務を遂行できることが予想される。）や、継続工事において以前の工事の担当者であったかどうか（過去に担当した工事案件の修復・改良などであれば、新たに担当する場合に比べて、経験がある分有利になることが予想される。小売業などの場合でも同様の性質が存在していると考えられる。）などである。なお、ここで言う効率性とは、談合組織全体の視点からのものである。受注による収入が一定とすれば、組織全体のパイを最大にするには生産費用を最小化すれば良い。

第三要素「private information のシグナルを考慮しているか」であるが、これは情報の非対称性に起因する入札意欲の不透明さを解決するような仕組みが談合メカニズムに組み込まれているかどうかを見るための項目である。入札意欲が高い企業は談合を破るインセンティブが最も高い¹²ので、受注意欲の高い企業がいるにもかかわらず、（情報の非対称性を利用し受注意欲を偽った）受注意欲の低い企業に受注させることは、談合の安定性からも効率性からも談合組織としては避けたいことである。この要素は、こうした情報の非対称性を解消する仕組みの一つとして、ゲーム理論でシグナリングと呼ばれる仕組みが使用されているかどうかを見るためのものである。例えば、発注者に対しての営業活動であったり、談合組織のための活動などをシグナルと想定している。

第四要素「単純な配分の公平性を考慮しているか」であるが、これは機械的な配分ルールが使用されているかどうかを見るための項目である。Pesendorfer (2000) や Ishii (2008, 2009) などで示されているように、受注額や落札率の平準化などを基準に落札者を決めている談合メカニズムの存在は実証研究的にも知られている。この要素で、こうした機械的

¹²（機会）費用が最も低い企業は、（入札予定額よりもわずかに低い金額を提示する）談合破りから得られる利益が最大となることに注意。

な平準化がどの程度の現実の談合メカニズムで採用されているかをある程度調べることができるだろう。

第五要素「機会費用に応じた配分の公平性を考慮しているか」であるが、これは談合参加企業の実力に応じた配分を考慮しているかどうかを見るための項目である。例えば、指名競争入札での入札談合において、(少数の)毎回のよう指名される企業と、(多数の)たまたま指名される企業がいたとする。このとき、両者の落札割合が等しいとすると、各企業の競争時の利益を考慮せずに談合時の利益配分がなされていることになる。この要素で、現実の談合メカニズムではどうなっているのかをある程度調べることができるだろう。

第六要素「官製談合かどうか」であるが、これは官製談合を別種の談合組織とみなしてよいかを確認するための項目である。発注受注双方が結託して行われる官製談合は、本来本研究の対象外である。そこで、明確に官製談合を区別するためにこの要素を追加した。

第七要素「その他」であるが、これは上述の6項目以外の要素を表すための項目である。

3.2 データについて

ごく少数ではあるものの、これまでもカルテルや談合の実態を把握しようとして、企業結合以外の独占禁止法違反事件における水平的共謀状況について整理を試みたものがある。本調査では、そこでの調査結果を活用し、更に詳細な分析を実施している。独占禁止法におけるカルテルと談合は主に3条後段(定義規定は2条5項)で規制されている。このため、この結果では基本的には同条違反を検討対象としているものの、それ以外にも、日本で談合を取り締まる規定は、8条1項1号(本結果では、4件)や6条等がある。データとその注意事項は、同データベースを参照されたいが、特に分類表中の「態様」において、うち幾つか見られた「受注調整」に関しては、今回の検討対象からは一括して外している¹³。

このデータベースに基づいて、入札談合に分類された各事件¹⁴に関して、公取委審決集各年版を調査し、上述の6つの項目に該当する部分の記述を抜き出して項目ごとに整理区分したものが、付録の表である。その中で、一つの記載が同時に幾つかの項目に該当する場合は、同じ記述部分を複数のセルに記載している。

¹³ 「カルテル・談合データベース」丹野他(2008)の付録

¹⁴ 平成8年4月から17年12月まで：計173件、平成18年1月から平成20年3月まで：また、リエオンシー導入後18件あったが、今回の調査には含めていない。

標準的な本調査の手法としては、審決集における各審決について「第 1 事実」中の違反行為を認定していると読み取れる部分(主として事実の「2」に記載されている)から、当該談合において実際に事業者に行われていた行為で、上述の各要素の文言が含まれているか否かを抽出して、分類整理したものである。

3.3

入札談合の分類

こうして、要素が決まった後、全 173 件の審決集記載の事件に対し、各談合メカニズムに含まれている要素を個別に確認していった。その際、各要素について、その要素が使用されていた場合は 1 を、使用されていない場合は 0 を割り振って、全 7 項目の結果をまとめて 7 桁の 2 進法の数で表現した。例えば、第一要素「受注希望の有無を確認しているか」と、第三要素「private information のシグナルを考慮しているか」に対して"Yes"という内容で、他の要素に対して全て"No" だった場合「1010000」というように記される。その集計結果が次の表 1 である。

表 1 : 分布表

類型	該当数	1	2	3	4	5	6	7
1100000	36							
0001000	32							
0100000	21							
0000010	10							
1001000	9							
0110000	8							
0101000	7							
1000000	6							
1100100	6							
1110000	6							
0000100	5							
1110100	5							
1000100	4							
0000001	3							
1101000	3							
0001100	2							
0011000	2							
1000001	2							
1111100	2							
0001001	1							
0100100	1							
0111000	1							
1001100	1							

表1からすぐに見て取れることは、日本で調査期間中に実際に使用されている談合メカニズムの多くは、比較的単純なメカニズムであるということである。第一位の「1100000」は、受注意思を確認しつつ、観察可能な要素（いわゆる縄張的要素など）に従って単純に落札権を割り振るものであり、第二位の「0001000」は落札回数や落札額の配分の公平化という基準で決めてしまうというものである。第三位の「0100000」も第一位のメカニズムと本質的に良く似たものであり、これら上位三タイプで全体のほぼ半分を占めている（これらのメカニズムが使用されていそうな入札案件は、入札データをプログラムで機械的に調べるだけでも相当程度絞り込むことができると思われる。）

著者たちにとって意外だったのは、第五要素に含まれる指名回数などの実績が案外考慮されていないことである。これは表2を見ると分かりやすいだろう。この表は、要素間の重複を見るための表であり、要素間の関係の深さを見るのに適している。例えば、第一要素と第三要素が同時に使用されているメカニズムの数は(1, 3)（または(3, 1)）の欄より、13であることが分かる。この表で(5, 5)を見ると、26件しか第五要素が使用されていないことが分かる。これは全体の15%程度に過ぎない。

また、第二要素が全体の半分以上のメカニズムで使用されていたことも、表2の(2, 2)から分かる。ある程度の効率性に配慮しながら客観的な指標による決定が最優先されているという可能性が高い。これは第一要素が45%程度の談合メカニズムで使用されていることとも整合的であると思われる。

表2：項目間重複表

	1	2	3	4	5	6	7
1 受注希望の有無の確認	80	58	13	15	18	0	2
2 コストの内観察可能な要素を考慮	58	96	22	13	14	0	0
3 private information のシグナルを考慮	13	22	24	5	7	0	0
4 単純な配分の公平性を考慮	15	13	5	60	5	0	1
5 機会費用に応じた配分の公平性を考慮	18	14	7	5	26	0	0
6 官製談合	0	0	0	0	0	10	0
7 その他	2	0	0	1	0	0	6

各 2 要素間の関係の深さを相関係数でとらえようとしたものが表 3 である²¹。残念ながらこの表からはあまり明確な関係が見えない。あえて挙げるとすれば、(4, 2) 要素が示すように第二要素と第四要素に負の相関がありそうだということ、第一要素と第二要素・第二要素と第三要素の間に正の相関がやや見られるというくらいであろう。

しかしながら、これらから興味深い推論を行うことができる。まず、第二要素と第四要素が同時に使われることは少ないということから、これら要素の複合的なルールはあまり使われていないことが推測される。つまり、これらの要素それぞれが（使用されている場合は）メカニズムにおいて中心的なルールとなっている可能性がある。第二要素に注目し、先の第二要素が頻繁に使用されているという結果も用いれば、何らかの意味で縄張的な要素がある案件とそうでない案件との二層構造で談合メカニズムが構成されている可能性も出てくるであろう。例えば、全体の談合メカニズムがまず案件を縄張的な要素のある案件か否かで分け、縄張的な案件の場合はその縄張の主に優先的に落札させる。そして、非縄張的な案件は何らかのサブメカニズムで落札者を決定するといった複合的なメカニズムである。

また、第一要素や第三要素が主に第二要素に関連しているとすれば、その相性の良さらしきものを考慮に入れておくことは学問上だけでなく実務上においても有益かもしれない。この点を考慮するために、各 2 要素間の関連の因果関係のようなものにとらえようとしたものが、表 4 である。この表の第(i, j)要素 a_{ij} は、表 2 の第(i, j)要素を n_{ij} とした上で、以下の式で与えられている。

$$a_{ij} = \frac{n_{ij}}{n_{ii}}$$

a_{ij} は、相関係数では測れない因果関係的な部分をとらえることができる。例えば、 $(2, 3) = 0.23$ がある一方、 $(3, 2) = 0.92$ となっている。これは、第二要素が使用される際に第三要素が使われるとは限らないが、第三要素が使用される際はほぼ必ず第二要素が同時に使用されていることを示している。因果関係まで踏み込めるかどうかは議論の余地はあるものの、これは第三要素（「private information のシグナルを考慮」）は、第二要素（「コストのうち観察可能な要素を考慮」）の補助的役割として使われる程度なのではないかという推測が可能である。この辺りは今後より詳細な分析が望まれるところである。

²¹ 各要素の有無を 0 と 1 で表現していることを思い出してもらいたい。

表 3：項目間相関係数表

	1	2	3	4	5	6	7
1 受注希望の有無の確認	1						
2 コストの内観察可能な要素を考慮	0.3174	1					
3 private information のシグナルを考慮	0.0638	0.2921	1				
4 単純な配分の公平性を考慮	-0.3105	-0.4959	-0.117	1			
5 機会費用に応じた配分の公平性を考慮	0.1939	-0.0139	0.1588	-0.137	1		
6 官製談合	-0.2297	-0.2766	-0.099	-0.181	-0.1042	1	
7 その他	-0.0491	-0.2116	-0.076	-0.072	-0.0797	-0.0469	1

表 4：項目間重複割合表

	1	2	3	4	5	6	7
1 受注希望の有無の確認	1	0.725	0.1625	0.1875	0.225	0	0.025
2 コストの内観察可能な要素を考慮	0.6042	1	0.2292	0.1354	0.1458	0	0
3 private information のシグナルを考慮	0.5417	0.9167	1	0.2083	0.2917	0	0
4 単純な配分の公平性を考慮	0.25	0.2167	0.0833	1	0.0833	0	0.0167
5 機会費用に応じた配分の公平性を考慮	0.6923	0.5385	0.2692	0.1923	1	0	0
6 官製談合	0	0	0	0	0	1	0
7 その他	0.3333	0	0	0.1667	0	0	1

4. ケーススタディ

本章では、過去の談合事例のデータを用いたケーススタディを行う。

ケーススタディでは、名古屋電機工業株式会社他 2 社に対する件（平成 17 年（勸）第 4 号）を扱う。

この事件で用いられた談合メカニズムは、第 4 章の調査では識別番号 0111000 に分類される。識別番号 0111000 は、観察可能なコスト、プライベートインフォメーションのシグナル及び年間発注総額に占める受注金額の割合の勘案を考慮した落札者選定メカニズムである。

4.1 談合事件の概要

事件の審決書によると、N 社、S 社、K 社の 3 社は、日本道路公団発注の情報表示設備工事において入札談合をしていた。

談合期間は遅くとも平成 13 年 4 月から平成 16 年 8 月末とされており、この期間中、3 社は日本道路公団発注の情報表示設備工事のほとんどを受注していた。

他の談合事件との関連について

この事件は、国土交通省の発注する情報表示設備工事の談合事件 4 件と、談合メンバーが重複しているという点で関連が深い。

国土交通省関東地方整備局発注の工事に関する入札談合（平成 17 年（勸）第 5 号）、国土交通省中部地方整備局発注の工事に関する入札談合（平成 17 年（勸）第 6 号）、及び国土交通省近畿地方整備局発注の工事に関する入札談合（平成 17 年（勸）第 7 号）において、N、S、K に A、I、T の 3 社を加え 6 社が談合メンバーであった。

また、国土交通省中国地方整備局発注の工事に関する入札談合（平成 17 年（勸）第 8 号）では、N、S、K に A、I の 2 社を加えた 5 社が談合メンバーであった。なお、A、I、T はいずれも、本ケーススタディの入札にも参加している。

このことから、以下では N、S、K を談合メンバーと呼び、A、I、T を準メンバーと呼ぶことにする。

談合ルールについては、審決書の実事認定の記載によると、談合メカニズムは以下のとおりであった。

修復工事

(1) 過去に設置された情報表示設備に関連する工事に関しては、3 社のうち、当該工事の対象となる情報表示設備に係る工事を以前に受注した者（以前に受注した者が複数ある場合

には、当該工事の対象となる情報表示設備を設置した数量が多い者)、

延伸

(2)道路の延伸に伴う工事は、3社のうち、延伸前の道路の終端の監視制御盤を設置した者

新規工事

(3)上記以外の工事は、3社のうち、日本道路公団管理事務所の当該管理区域において監視制御盤を多く設置した者、又は日本道路公団等への営業努力を行った者

を当該工事の受注予定者とすることを基本とし、3社の日本道路公団発注の情報表示設備工事に係る年間発注総額に占める受注金額の割合を勘案し、3社の話合いにより受注予定者を決定する。

ここでいう「営業努力」とは、設計段階における発注者への協力、発注者から工事に関する情報を引き出すための発注者への訪問、問い合わせなどを指すと考えられる。

本章では、(1)、(2)に該当する工事を継続工事と呼び、(3)に該当する工事を新規工事と呼ぶことにする。

継続工事は既に設置された情報表示設備の修復、延長など関連性、継続性のある工事であり、新規工事は既設の設備とは関連のない新しい工事である。

この事件では、談合組織はその工事が新規工事か継続工事かで区別している。

すべての入札者が同等の情報と経験を持っている新規工事に対し、継続工事には入札者の工事費用に関して非対称性が存在し、これが談合メカニズムの効率性を左右するためと考えられる。

継続工事のルールについて

継続工事の落札者決定ルールに関して、審決書の認定事実として「過去に設置された監視制御盤に新たに情報板を接続する場合は、当該監視制御盤を製造した者が他の者より有利となっている。」と記載されており、既設業者とそれ以外の業者の工事費用の差が指摘されていると解釈できる。

このことから、継続工事の落札者決定ルールにおいて既設業者を優先するということは、工事費用を決定する様々な要因のうち、観察可能な要因を考慮していると言える。第4章の調査によると、観察可能なコストを考慮した落札者選定ルールは、173件中96件に該当する。

談合組織としては、費用の低いメンバー、あるいはその工事を落札することに高い価値

を置いているメンバーが落札することによって組織全体としての利益を大きくすることができる。

継続工事の場合、既設業者は過去に当該物件を工事した経験から、他の入札者よりも安い費用でその工事を行うことができるため、継続工事は既設業者が落札することが効率的である。

新規工事の落札者選定ルールについて

一方、新規工事は「営業努力」、「当該地域内の設置数」、「年間受注額に対するシェア」をベースにした話合いで落札者を決めるとある。

この中で、営業努力はプライベートインフォメーションのシグナルと解釈できることから、その工事を落札することに対して高い価値を置いているメンバーが精力的に営業努力を行い、それが工事に対する価値の高さのシグナルとして他のメンバーに評価される仕組みになっていると考えられる。

また、ある業者がいったん新規工事を落札すると、次回からは同じ物件に対してはその業者が既設業者として扱われ、その物件の工事を優先的に落札することができる仕組みになっている。

新規工事をメンバーの努力などに応じて割り当てることによって、既設業者以外のメンバーの逸脱のインセンティブを下げようとしている可能性がある。

以上述べたように、効率性という観点からこの談合メカニズムを考察すると、コストの非対称性の小さい新規工事については、プライベートインフォメーションであるコストのシグナルを重視し、コストの非対称性の大きい継続工事については既設業者を優先することによって、ある程度の効率性を確保した談合メカニズムを採用していると考えられる。

上記のような比較的単純な要素であれば、データからの識別も期待できる。

以降では、このようなルールを使っていたということが実際のデータでどのように裏付けられるかを分析する。

4.2 データ概要と分析結果

本研究では、平成14年4月から平成16年8月の間に、公募型指名競争入札又は指名競争入札によって行われた202件の入札のデータを基にしている。

これらの入札では1,283件の応札があった。入札者は全部で23社であり、各入札にはその中から10社前後が参加していた。

データは、新規工事が継続工事が明確に判別できない工事案件を多く含んでいる一方

で、ある工事の入札者の中に以前その物件に関連した工事を行った業者（既設業者）がいる場合、それが誰であるかは判明している。

そこで、データ上は新規/継続という工事種別を新たに定義し直し、以降では、入札者の中に既設業者のいる工事を継続工事、それ以外の工事を新規工事と呼ぶことにする。

これらのデータを用い、新規工事と継続工事の違いを意識して、データにどのような落札パターンが見られるかを分析する。

特に、既設業者が優先されているということが、データからどのように裏付けられるかに着目する。

具体的には、条件付きロジットモデルを用い、被説明変数を各入札者の落札確率として、その入札者のどの属性が落札確率に有意な影響を持っていたかを分析する。このモデル及び推計中使用した説明変数は Ishii(2009)に追随している。

説明変数は、

- ・既設業者であることを示すダミー、
- ・談合メンバーであったことを示すダミー、
- ・準メンバーであることを示すダミー、
- ・年度初めからその入札までの受注額に占めるシェア、
- ・年度初めからその入札までの受注額、
- ・データ開始時点からその入札までの受注額、
- ・直近落札日からの経過日数、及び、
- ・上記の数値的変数とダミー変数の交差項

を含んでいる。

以下では、3通りのデータセットを用い、それぞれ企業ごとのダミーを含まない推定と含んだ推定を行った。

表5は推定結果を示す。1,2列目は、全データを用いた分析であり、3,4列目は継続工事のデータを用いた分析、5,6列目は新規工事のデータを用いた分析である。偶数列は、企業ダミーを含んだ推定結果を示す。また、説明変数のうち、例えば「非メンバー*年度シェア」という変数は、談合メンバー3社のいずれでもないことのダミーと年度受注額に占めるシェアを掛け合わせて作成した変数である。同様に、「談合メンバー*年度シェア」という変数は、談合メンバーであることを示すダミー変数と年度受注額のシェアの掛け合わせである。

表が示すように、データセットごとに異なる推定結果が得られている。

第1に、全データを用いた分析では、1列目が示すように、既設業者であること、談合メンバーであること、準メンバーであることが落札確率を有意に高めている。また、個別

企業のダミーを含む推定では、談合メンバーであってもそうでなくても、総受注額が小さい入札者が落札しやすいという結果が得られた。

第2に、データセットを継続工事と新規工事に分割したところ、継続工事のデータを用いた分析では、全データの分析結果と同様、既設業者であることが落札確率を高めている。さらに、談合メンバーであれば年度受注額に占めるシェアが小さい者、談合メンバーでなければ受注額のシェアが小さく過去の受注額合計の大きい者が落札しやすいという結果が得られている。

第3に、データを新規工事に絞ると、単に談合メンバーであることは落札確率を高めず、談合メンバーであり、かつ総受注額の小さい者が落札しやすいという結果が得られた。

審決書に記載されている談合ルールでは、継続工事では既設業者であることが優先され、受注額やそのシェアについては特に記載されていない。既設業者が優先に落札者に選ばれているであろうことは上記のデータ分析から確認されたが、一方で事実の記載とは異なり、継続工事であっても年度ごとのシェアが勘案されていたことが示唆された。また、新規工事については、受注額合計が勘案されていたことが示唆された。

継続工事が新規工事かという区別が談合メカニズム上重要な要因である場合、データセットを分割して分析することによって異なる推定結果が得られることが確認された。工事種別によって異なる談合メカニズムが適用されている場合、実証分析上は適切にデータを分割することが望ましいと考えられる。

表 5：被説明変数；各入札者の落札確率，説明変数；入札者の属性

	1	2	3	4	5	6
既設業者ダミー	2.446*	2.456*	2.670*	2.591*		
	(0.227)	(0.237)	(0.253)	(0.258)		
談合メンバー	2.832*	21.435	2.370*	19.697	8.226	28.044
	(0.629)	(1.40E+04)	(0.687)	(2.54E+04)	(4.409)	(1.33E+06)
準メンバー	1.195**	17.165	1.323**	17.035	3.51	13.553
	(0.538)	(1.40E+04)	(0.604)	(2.54E+04)	(2.535)	(1.33E+06)
談合メンバー*年度シェア	-0.65	-0.798	-3.018**	-2.602**	4.291	3.886
	(0.862)	(0.922)	(1.183)	(1.224)	(2.37)	(2.598)
談合メンバー*年度受注額	0.000	-0.000	0.000	0.000	-0.000	-0.000
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
談合メンバー*総受注額	-0.000	-0.000*	-0.000	-0.000	-0.000**	-0.000*
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
談合メンバー*落札経過日数	-0.007	-0.006	-0.008	-0.007	-0.004	-0.003
	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.011)	(0.011)
非メンバー*年度シェア	-15.412	-17.792	-37.695**	-34.579**	-420.224	251.559
	(12.194)	(12.907)	(15.764)	(15.893)	(2.85E+06)	(5.84E+05)
非メンバー*年度受注額	0.000	0.000	0.000**	0.000	-0.000	-0.000
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.001)	(0.000)
非メンバー*総受注額	-0.000	-0.000*	0.000	-0.000	-0.000	-0.000
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
非メンバー*落札経過日数	0.000	0.003	0.000	0.003	0.005	0.005
	(0.001)	(0.002)	(0.001)	(0.002)	(0.004)	(0.007)
Observations	1283	1283	992	992	291	291

Standard errors in parentheses. ** significant at 5%, significant at 1%

5. 結論

以上見てきたように、本研究では審決集に記載された現実の談合事件に基づき、経済学的分析に応用可能な項目に基づいて集計・分類を行った。また、その上で、実際に使用された談合メカニズム自体は単純なものが多いという全体的傾向と、新規・継続工事の分類の必要性という新たに得られた視点の重要性を探るためのケーススタディを行い一定の成果を得た。本研究の成果を基に、例えば（効率性を犠牲にしても）単純な談合メカニズムが好まれる理由を理論的に明らかにする研究や、単純なメカニズムを摘発するための効率的な手法の精度を高める方法についての研究が今後進められるようになれば、より現実の実態に即した成果が得られるのではないかと期待される。また、本研究の一つのインプリケーションとしては、談合の正当化のために主張される、多くの談合は参加者の中で最も費用の安い者が落札するなど社会的に見て効率的なものとなっているという可能性に対して、実際の多くの摘発された談合の分類では、談合メカニズムは単純なものに過ぎず、非対称情報を組み込む形での効率的な談合はほとんど行われていないという実態を示すものとも考えられる。

しかしながら、本研究を通じて明らかになった課題も少なくない。本研究の最大の問題は、データの信頼性にある。ここで言う信頼性の問題は大きく分けて二つの要因から成る。一つは談合の実態調査そのものに起因する信頼性の問題、もう一つは審決集に起因する信頼性の問題である。

談合の実態調査そのものに起因する信頼性の問題とは、データベースに記載された事件すべてが「摘発されたもの」ということである。つまり、摘発されたということ自体が、何らかのバイアスになっている可能性がある。巧妙な談合メカニズムほど摘発されていない可能性が高いはずだからである。そうした未だ摘発されていない巧妙な談合が多ければ、摘発された事例をどれだけ精密に調査分析しても実態を反映しているとは言えないだろう。この種の問題は、談合そのものが違法行為である以上、必然的に発生してしまう類のものであり、根本的な解決策はないと思われる。とはいえ、もし事件発覚のきっかけが明らかになれば、多少の改善の可能性はある。例えば、談合メカニズムの不備によるもの（談合破りによる発覚）と偶発的発覚（例えば、何らかのアクシデント的経緯で発覚に至ったもの、善良な第三者による告発や内部関係者の突然の心境変化による内部告発などが考えられる。）とに分類することができれば、後者のみを用いて水面下の談合メカニズムの実態を推測することはある程度可能かもしれない。

審決集の記述に起因する信頼性の問題とは、一言で言えば省略の可能性である。つまり、審決集そのものが経済分析での再利用を念頭において作られているわけではないため（審

決に影響を与えない場合) 談合の実態すべてを記述していない可能性がある。例えば、ある事件である談合メカニズムの要素が使用されていたとしても、談合の立証に本質的に関わっていない場合、その事実が記述されていない可能性がある。その結果、本研究で挙げた該当項目に1として記述されるべき事例が、0として扱われてしまった可能性が出てくる²²。こうした問題を軽減するための一つの方法として、審判審決のみに限定して同様の分析を行うことが考えられる²³。しかし、少なくとも日本の場合は審決集に占める審判審決の数は少数であり、有効な分類に必要なサンプル数が得られない可能性が高い。また、審判審決に持ち込まれる事例に何らかの共通した傾向がある場合は、その傾向を反映した結果となってしまう、現実の談合の実態を正確に反映しているのかどうか疑問になってくるであろう。

本報告書の冒頭でも述べたとおり、談合の問題は古くから競争政策上、最も重大な問題の一つであり、現在もまだあり続けている。この問題を一気に解決することは性質上期待できないが、少しずつでも改善しなくてはならないことは明らかである。問題改善のための第一歩として、CPRCには本研究で作成した審決集データベースを参考に実態を把握するための本格的なデータベースの作成を期待したい。その上で、産業組織論などの分野で発展を遂げている理論・実証の分析手法を積極的に活用し、競争政策の効果的運営について様々な立場からの意見が盛り込まれた開かれた議論が求められているのではないだろうか。

²² 逆に、0と記載されるべき事例が1となる場合はないと考えられる。事実と異なるメカニズムを使用したとわざわざ記述すれば、法廷で問題になるであろうからである。

²³ 審判審決とは、当局と被審人の間に独禁法違反そのものに関する意見の相違があり、審判が行われ違反の有無等を実際に争った結果を記した審決である。これに対して、勧告審決は、審判が開かれることなく出される審決である。そのため、違反事実に関しては簡潔な記述に留まることが多い。

参考文献

- Aoyagi, M. (2003), "Bid Rotation and Collusion in Repeated Auctions," *Journal of Economic Theory*, 112, 79-105.
- Bajari, P. and Ye, L. (2003), "Deciding Between Competition and Collusion," *Review of Economics and Statistics*, 85, 971-989.
- Ishibashi, I. and Shimizu, D. (2008), "Collusive Behaviors under a Leniency Program," mimeo.
- Ishii, R. (2008), "Collusion in repeated procurement auction: a study of a paving market in Japan," mimeo.
- Ishii, R. (2009), "Favor exchange in collusion: empirical study of repeated procurement auctions in Japan," *International Journal of Industrial Organization*, 27, 137-144.
- McAfee, R. P. and McMillan, J. (1992), "Bidding Rings," *American Economic Review*, 82, 579-599.
- Motta, M. (2004), *Competition Policy: Theory and Practice*, Cambridge Univ Press.
- Motta, M. and Polo, M. (2003), "Leniency programs and cartel prosecution," *International Journal of Industrial Organization*, 21, 347-379.
- Pesendorfer, M. (2000), "A Study of Collusion in First-Price Auctions," *Review of Economic Studies*, 67, 381-411.
- Porter, R. H. and Zona, J. D. (1993), "Detecting of Bid Rigging in Procurement Auctions," *Journal of Political Economy*, 101, 518-538.
- Porter, R. H. and Zona, J. D. (1999), "Ohio School Milk Markets: An Analysis of Bidding," *Rand Journal of Economics*, 30, 263-288.
- 越知, 荒井, 下津 (2007), "カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠: カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠," 競争政策研究センター共同研究報告書, CR 01-07.
- 丹野, 横田, 宇野, 加藤 (2008), "カルテルの実態調査と経済理論分析," 競争政策研究センター共同研究報告書, CR 03-07.
- 柳川, 木村, 鈴木 (2005), "入札談合の経済分析," 競争政策研究センター共同研究報告書, CR 03-05.

付録：談合データベースを基に作成した，談合メカニズムの分類表

丹野他(2008)における「カルテル・談合データベース」を基に作成。

丹野，横田，宇野，加藤 (2008), “カルテルの実態調査と経済理論分析,” 競争政策研究センター共同研究報告書, CR 03-07. 55 頁以下。

見方については，同 55 頁参照。本資料では分類部分以外は省略している。

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類中分類	地域	被被告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合																		
1	8(動)15	関ワウキほか34名に対する件	茨城県猿島郡総和町が指名競争入札の方法により発注する建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事物件との継続性又は関連性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。						町	35	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事	総合工事業	茨城県猿島郡総和町	35	19960411	19931003	19951026	19960522	1
2	8(動)20	千代田メデ/カルボほか3名に対する件	九州大学等の4医療施設が国際入札等の方法により発注する医療用엑스線フィルムについて、共同して、受注予定者及び受注予定最低価格を決定し、受注予定者が受注最低価格以上の価格で受注できるようにしていた。		当該国際入札等に係る官報公告又は入札説明書の調達物品名の欄に엑스線フィルムの単一の銘柄名及び製品名又はこれと同等のものと記載された入札物件については、当該銘柄を取り扱う入札参加業者を受注予定者とする / 当該国際入札等に係る官報等の調達物品名の欄に엑스線フィルムの二以上の銘柄名及び製品名又はこれと同等のものと記載された入札物件については、官報等に記載された銘柄を取り扱う二以上の入札参加業者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						大学等	4	精密機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札	医療用엑스線フィルム	精密機械器具製造業	福岡県	4	19961204	199304	平成7年度第4四半期以降	19970114	2
3	8(動)21	関信越フキキほか3名に対する件	信州大学が国際入札の方法により発注する医療用엑스線フィルムについて、共同して、受注予定者及び受注予定最低価格を決定し、受注予定者が受注最低価格以上の価格で受注できるようにしていた。		当該国際入札等に係る官報公告又は入札説明書の調達物品名の欄に엑스線フィルムの単一の銘柄名及び製品名又はこれと同等のものと記載された入札物件については、当該銘柄を取り扱う入札参加業者を受注予定者とする / 当該国際入札等に係る官報等の調達物品名の欄に엑스線フィルムの二以上の銘柄名及び製品名又はこれらと同等のものと記載された入札物件については、官報等に記載された銘柄を取り扱う二以上の入札参加業者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						大学	4	精密機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札	医療用엑스線フィルム	精密機械器具製造業	長野県	4	19961204	199303	平成8年度以降	19970114	3
4	9(動)1	昭和電工 関ほか5名に対する件	国立大学及び防衛医科大学校が入札等の方法により発注する医療用亜酸化窒素について、窓ノ店(国立大学等に直接納入する者)となることを希望する者の30キロボンベ1本当たりの入札等価格を決定していた。	窓口店となることを希望する者の入札等価格を...決定した。							大学	6	化学工業	3条	入札談合	競争入札・見積もり合わせ等	医療用亜酸化窒素	化学工業		6	19970122	19940310	平成8年度	19970221	4
5	9(動)3	関金門製作所ほか24名に対する件	東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		各社の平成元年度から平成四年度間の新品、修理品別の受注金額により算出した新品、修理品別の各社の受注比率を維持すること。						都	25	精密機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見積り合わせ	水道メーター	精密機械器具製造業	東京都	25	19970319	19940412	19960711	19970418	5
6	9(動)7	関カメラのウエダほか13名に対する件	神奈川県が指名競争入札の方法により発注する一般用写真フィルムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている。		あらかじめ、くじの方法により、各年度について半期ごとに、かつ、各物件ごとに定めたる受注すべき者。						県	14	化学工業	3条	入札談合	指名競争入札	一般用写真フィルム	化学工業	神奈川県	14	19970624	19890831		19970806	6
7	9(動)8	関ハマ商事ほか11名に対する件	横浜市が指名競争入札の方法により発注する一般用写真フィルムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている。		話し合い又はくじの方法により、当該写真フィルムを受注すべき者を決定する / 受注予定者となって受注した者は、当該写真フィルムの納入に当たり、当該入札参加業者の間の話し合いにより、受注予定者以外の者にその一部を発注する。						市	12	化学工業	3条	入札談合	指名競争入札	一般用写真フィルム	化学工業	横浜市	12	19970624	19940328		19970806	7
8	9(動)9	共立建設 関ほか10名に対する件	首都高速道路公団が指名競争入札等の方法により発注する建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					公団の建築工事に係る発注業務担当者は、かねてから入札の執行前に発注工事ごとに当該工事の受注業者に関する意向を示してきたところ / 公団から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合は、右以降を動かし話し合いにより受注すべき者を決定する。			首都高速道路公団	11	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は公募型指名競争入札	建築工事	総合工事業	首都高速道路公団	11	19970630	199204	19960717	19970806	8
9	9(動)12	新宮地方建設業協同組合に対する件	和歌山県新宮土木事務所等の和歌山県の機関が指名競争入札の方法により発注する特定土木工事について、組合員に受注予定者を決めさせ、受注予定者が受注できるようにしていた。	入札参加の指名があったときは、受注希望の有無を動かし話し合いにより、又はこれに代えて、年度初めにあらかじめ順番を決めるなどして			入札参加の指名があったときは、受注希望の有無を動かし話し合いにより、又はこれに代えて、年度初めにあらかじめ順番を決めるなどして				県	1	総合工事業	8条	入札談合	指名競争入札	土木工事業	総合工事業	和歌山県	1	19971021	19770722	19961218	19971117	9
10	9(動)13	那智勝浦町建設業組合に対する件	那智勝浦町が指名競争入札の方法により発注する特定土木工事について、組合員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせていた。	研修会において当該工事について受注を希望する組合員が一名であるときは、当該組合員を受注予定者とし、受注を希望する組合員が複数あるときは、これらの組合員間の話し合いにより受注予定者を定める。							町	1	総合工事業	8条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	1	19971021	19910817	19961211	19971117	10
11	9(動)19	帯広三菱自動車販売 関ほか3名に対する件	帯広市及び北海道十勝支庁管内の官公庁等が指名競争入札、条件付一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する普通トラック及び大型バスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする / 受注希望者が複数のときは、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。							市	4	輸送用機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札、条件付一般競争入札又は指名見積り合わせ	普通トラック及び大型バス	輸送用機械器具製造業	北海道	4	19971210	199404	19970603	19980108	11
12	9(動)21	藍和建設 関ほか58名に対する件	群馬県沼田市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事との関連性又は継続性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより、当該工事の受注予定者を決定する。						市	59	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	群馬県沼田市	59	19971216	19950401	19970325	19980123	12
13	9(動)22	関鞍城建設ほか26名に対する件	群馬県沼田市が指名競争入札の方法により発注する建築一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事との関連性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより、当該工事の受注予定者を決定する。						市	27	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	建築一式工事	総合工事業	群馬県沼田市	27	19971216	19950401	19970325	19980123	13
14	9(動)23	阿部士建設 関ほか31名に対する件	群馬県沼田市が指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事との関連性又は継続性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより、当該工事の受注予定者を決定する。						市	32	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事	総合工事業	群馬県沼田市	32	19971216	19950401	19970325	19980123	14
15	9(動)24	藍和建設 関ほか70名に対する件	群馬県沼田土木事務所が指名競争入札の方法により発注する特定土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事との関連性又は継続性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより、当該工事の受注予定者を決定する。						県	71	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	群馬県	71	19971216	19950401	19970325	19980123	15
16	9(動)25	阿部士建設 関ほか15名に対する件	群馬県沼田土木事務所が指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、既受注工事との関連性又は継続性、工事場所等を動かし、受注希望者の間の話し合いにより、当該工事の受注予定者を決定する。						県	16	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事	総合工事業	群馬県	16	19971216	19950401	19970325	19980123	16
17	10(動)5	尾北建設協会に対する件	愛知県名古屋土木事務所が指名競争入札の方法により発注する一般土木工事について、会員に、受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望会員が一名の場合はその者を受注予定者とし、受注希望会員が複数の場合は受注希望会員の間の話し合いにより受注予定者を定める。							県	1	総合工事業	8条	入札談合	指名競争入札	一般土木工事	総合工事業	愛知県名古屋土木事務所	1	19980326	19920722	19970402	19980423	17

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業名	日本標準産業分類中分類	地域	被勧告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番	
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																		
18	10(勸)6	大有建設 ㈱ほか61名に対する件	名古屋市の指名競争入札の方法により発注する土木局所管の舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、支店物件の当該年度における受注実績、右特定舗装工事について指名を受けるようになった直営を勘案して受注予定者を決定する。				市	62	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事業	総合工事業	名古屋市	62	19980326	19940401	19970416	19980423	18	
19	10(勸)7	共栄建設 ㈱ほか31名に対する件	名古屋市水道局及び下水道局が指名見知り合わせの方法により発注する道路掘削復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにした。さらに、うち8社は、共同して最低見積単価を決定し、当該最低見積単価が契約単価となるようにしていた。		指名業者の間で当該復旧工事の受注の継続性を尊重して各工区ごとに受注すべき者を決定する。						市	32	総合工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	道路掘削復旧工事	総合工事業	名古屋市	32	19980326	19940301	平成9年度下半年以降の水道局等の発注に係る復旧工事	19980423	19	
20	10(勸)8	關志多組 ほか18名に対する件	宮崎県が指名競争入札等の方法により発注する特定アンカー工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		宮崎県から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合は、既受注工事との継続性、工事場所、受注実績等を勘案し、話し合いにより、当該工事を受注すべき者を決定する。						県	19	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見知り合わせの方法	アンカー工事、抑止杭工事、集排水ポンプ工事、排水井工事及びブロックポルト工事	設備工事業	宮崎県	19	19980327	19940805	19970827	19980423	20	
21	10(勸)9	㈱アスミ コンストラクションほか140名に対する件	金沢市が指名競争入札の方法により発注する下水道部所管の土管工事について、受注予定者か140名を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、既受注工事との継続性又は関連性、工事場所等を勘案し、受注希望者の間の話し合い等により、受注予定者を決定する。				市	141	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	下水道部所管の土管工事	総合工事業	石川県金沢市	141	19980402	19940401	19970910	19980512	21	
22	10(勸)10	浅野建設 ㈱ほか112名に対する件	金沢市が指名競争入札の方法により発注する建築一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、既受注工事との継続性又は関連性、工事場所等を勘案し、受注希望者の間の話し合い等により、受注予定者を決定する。				市	113	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	建築一式工事	総合工事業	石川県金沢市	113	19980402	19940401	19970910	19980512	22	
23	10(勸)11	石川鍾道 ㈱ほか13名に対する件	石川県金沢市土木事務所が指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、既受注工事との継続性又は関連性、工事場所等を勘案し、受注希望者の間の話し合い等により、受注予定者を決定する。				県	14	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事業	総合工事業	金沢市、石川県松任市、石川郡野々市町及び同美川町の区域	14	19980402	19940401	19970910	19980512	23	
24	10(勸)13	アサヒ道路施設㈱ ほか7名に対する件	岡山県が指名競争入札の方法により発注する岡山県警察本部所管の道路標識等設置工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		各社の受注実績を基にあらかじめ算出した持ち点を用いて、次の方法により当該工事を受注すべき者を決定する / 受注予定者は、指名業者間において持ち点の最も多い者を受注予定者とする / 受注予定者を決定すべき工事が複数のときは、指名業者間において持ち点の多い者の順に工物件を選択し、それぞれの者を当該物件の受注予定者とする。		各社の受注実績を基にあらかじめ算出した持ち点を用いて、次の方法により当該工事を受注すべき者を決定する / 受注予定者は、指名業者間において持ち点の最も多い者を受注予定者とする / 受注予定者を決定すべき工事が複数のときは、指名業者間において持ち点の多い者の順に工物件を選択し、それぞれの者を当該物件の受注予定者とする。				県	8	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	道路標識設置工事及び道路標示設置工事	設備工事業	岡山県	8	19980604	19950401	19970925	19980703	24	
25	10(勸)15	後藤工業 ㈱ほか16名に対する件	仙台市が指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者は、あらかじめ定められた受注希望を取りまとめる者に対し、受注希望を表明し、受注希望者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、既受注工事との継続性又は関連性、工事場所等を勘案し、受注希望者の間の話し合い等により、受注予定者を決定する。				市	17	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事業	総合工事業	仙台市	17	19980623	19940401	19980206	19980724	25	
26	10(勸)19	亀井建設 ㈱ほか17名に対する件	神奈川県産間市が指名競争入札等の方法により発注する土木一式工事及び舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする。			受注希望者が複数のときは、工事場所、既受注工事との継続性、受注実績等を勘案し、受注希望者の間の話し合い等により、受注予定者を決定する。				市	18	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札、意向尊重型指名競争入札又は競争見知り合わせ	土木一式工事及び舗装工事	総合工事業	神奈川県産間市	18	19980717	19950401	19980303	19980821	26	
27	10(勸)22	ダイソー ㈱ほか9名	大阪市が指名競争入札等の方法により発注する10下水処理場向け低食塩次亜塩素酸ソーダについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。				津守下水処理場については、あらかじめ、... 交互に供給するなどの方法により、三社及び七社の間で均等に供給することとし、三社間及び七社間においては、あらかじめ定めた順番に従い供給すべき社を決定する / 津守下水処理場以外の下水処理場については、三社が供給すべき数量の合計と七社が供給すべき数量の合計との比率を定め、三社間及び七社間においては、当該比率に対応する数量をそれぞれ均等に供給することとし、あらかじめ話し合いにより供給予定者を決定する。				市	10	化学工業	3条	入札談合	指名競争入札	低食塩次亜塩素酸ソーダ(下水処理場向け)	化学工業	大阪市	10	19981222	19940325	平成10年度以降	19990125	27	
28	10(勸)23	ダイソー ㈱ほか6名	大阪市水道局が指名競争入札の方法により発注する豊野浄水場向け低食塩次亜塩素酸ソーダについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。				七社があらかじめ定めた順番に従い供給すべき者を決定する。				市	7	化学工業	3条	入札談合	指名競争入札	低食塩次亜塩素酸ソーダ(豊野浄水場向け)	化学工業	豊野浄水場	7	19981222	19960405	平成10年度以降	19990125	28	
29	10(勸)24	ダイソー ㈱ほか9名	大阪府水道企業管理者が指名競争入札の方法により発注する三島浄水場向け低食塩次亜塩素酸ソーダについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。				九社を三社ごとに編成したグループのうちいずれかのグループが供給することとなる場合は、供給するグループ内の話し合い等により供給すべき社を決定し、それ以外の場合は旭硝子を提供予定者とする。				府	10	化学工業	3条	入札談合	指名競争入札	低食塩次亜塩素酸ソーダ(三島浄水場向け)	化学工業	三島浄水場	10	19981222	19940407	平成10年度以降	19990125	29	
30	10(勸)25	ダイソー ㈱ほか8名	京都市上下水道事業管理者が見知り合わせ等の方法により発注する4浄水場及び4下水処理場向け低食塩次亜塩素酸ソーダについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	四下水処理場については、鳥羽下水処理場はダイソーを供給予定者とし、鳥羽下水処理場以外の下水処理場は二社以外の者があらかじめ供給したい旨の希望を出し合うなどして話し合いにより供給予定者を決定する。			四浄水場については、二社が供給することとし、二社の話し合いにより供給すべき者を決定する。				市	9	化学工業	3条	入札談合	見知り合わせ又は一般競争入札	低食塩次亜塩素酸ソーダ(4浄水場及び4下水処理場向け)	化学工業	京都市	9	19981222	19940520	平成10年度以降	19990125	30	
31	11(勸)5	三好塗装工業㈱ほか115名に対する件	愛知県9土木事務所及び2港務所ならびに愛知県道路公社が指名競争入札等の方法により発注する塗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。				当該工事の落札予想金額を、あらかじめ定められたランクに当てはめ、指名業者のうち、当該ランクの持ち点(指名を受けた回数)を基にあらかじめ定められた一定の算定方式により算出した点数(という)が最も多い社を受注予定者とする / 右において持ち点が最も多い者が複数のときは、そのうち、当該ランクの工事について直近の受注から経過した期間が最も長い者を受注予定者とする。				県	116	職別工事業(設備工事業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見知り合わせ	塗装工事業	職別工事業(設備工事業を除く)	愛知県	116	19990325	19950401	19980901	19990426	31	

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業名	日本標準産業分類中分類	地域	被勧告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																	
32	11(動)6	第一塗工 鋼板が67名に対する件	名古屋市が指名競争入札の方法により発注する土木局所管の塗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					当該工事の落札予想金額を、あらかじめ定められたランクに当てはめ、指名業者のうち、当該ランクの持ち点(指名を受けた回数を基にあらかじめ定められた一定の算定方式により算出した点数をいう)が最も多い社を受注予定者とする。右において持ち点が最も多い者が複数あるときは、そのうち、当該ランクの工事について直近の受注から経過した期間が最も長い者を受注予定者とする。			市	68	職別工業業(設備工業業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	塗装工事	職別工業業(設備工業業を除く)	名古屋市	68	19990325	19950401	19980901	19990426	32
33	11(動)10	鋼環境管理センターほか10名に対する件	千葉市が指名競争入札の方法により発注する同市のごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					受注機会の均等化を図るため、千葉市から指名競争入札の参加の指名を受けた場合、平成6年度以降指名を受けた回数を一定の方式により算定する点数制を基に、指名業者間の話し合いにより、			市	11	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札	ごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	11	19990428	19951120	19980611	19990525	33
34	11(動)11	北海道ライオン株式会社ほか20社に対する件	北海道開発庁北海道開発局札幌開発建設部等が指名競争入札の方法により発注する道路区画線設置工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					社団法人北海道道路標示協会の専務理事の職にある者が、各指名業者の受注実績を勘案して選定した者を受注予定者とする。			道	21	設備工業業	3条	入札談合	指名競争入札	道路区画線設置工事	設備工業業	北海道	21	19990528	199504	19980722	19990622	34
35	11(動)12	関大宮ホーロー北海道製作所ほか32社に対する件	北海道警察本部等が指名競争入札等の方法により発注する道路標示設置工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					社団法人北海道安全施設標示協会の専務理事の職にある者が、各指名業者の受注実績を勘案して選定した者を受注すべき者とする。			道(道警本部)	33	設備工業業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見積り合わせ	道路標示設置工事	設備工業業	北海道	33	19990528	199504	19980722	19990622	35
36	11(動)13	辻元塗工鋼板が16社に対する件	北海道警察道路方面本部が指名競争入札の方法により発注する道路標示設置工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					地元業者を優先するとの観点から、次の者を、当該工事を受注すべき者とする。指名業者のうち地元業者の中で受注予定者とされた者/地元業者を受注予定者とする工事以外の工事については、指名業者のうち地元業者の以外の者の中で受注予定者とされた者。			道(道警本部)	17	設備工業業	3条	入札談合	指名競争入札	道路標示設置工事	設備工業業	北海道	17	19990528	199504	19980722	19990622	36
37	11(動)15	日本総合住生活鋼板が33名に対する件	住宅・都市整備公団中部支社名古屋営業所及び高蔵寺営業所が指名競争入札の方法により発注する塗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	日本総合住生活が指名を受け、かつ、日本総合住生活が受注希望を表明する工事については日本総合住生活/それ以外の工事については、日本総合住生活以外の指名業者の中から受注予定者とされた者。				日本総合住生活以外の指名業者は、/当該工事の落札予想金額を、あらかじめ定められたランクに当てはめ、指名業者のうち、当該ランクの持ち点が最も多い者/持ち点が最も多い者が複数あるときは、そのうち、当該ランクに該当する工事を受注した後、初めて指名を受けた工事の入札日から経過した期間が最も長い者			住宅・都市整備公団	34	職別工業業(設備工業業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	塗装工事	職別工業業(設備工業業を除く)	中部	34	19990618	19950401	19980901	19990712	37
38	11(動)16	日本上下水道設計鋼板が185名に対する件	千葉市及び同市水道局が指名競争入札等の方法により発注する建設コンサルタント業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。				受注希望者が複数のときは、千葉市等の建設コンサルタント業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどして算出した点数)を勘案して、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。			市	186	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	建設コンサルタント業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	186	19990803	19950401	19980911	19990908	38
39	11(動)18	鈴木測量鋼板が83名に対する件	千葉市が指名競争入札等の方法により発注する補償コンサルタント業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。				受注希望者が複数のときは、千葉市等の測量業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどして算出した点数)を勘案して、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。			市	84	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	補償コンサルタント業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	84	19990803	19950401	19980911	19990908	39
40	11(動)20	応用地質鋼板が38名に対する件	千葉市及び同市水道局が指名競争入札等の方法により発注する地質調査業務について、千葉市内に本店を有しない地質調査業者等が、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。				受注希望者が複数のときは、千葉市等の地質調査業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどして算出した点数)を勘案して、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。			市	39	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	地質調査業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	39	19990803	19950401	19980911	19990908	40
41	11(動)22	谷崎工業鋼板が10社に対する件	福井県内の普通地方公共団体(福井市を除く)等が指名競争入札の方法により発注する公園施設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/設計協力者が複数のときは、当該工事の設計図書に採用された内容を勘案するなどして、話し合いにより受注予定者を決定する。				当該工事について、福井県等から図面の作成業務を請け負った設計業者に対し、設計図書の作成に係る資料を提出する等の協力をを行い、協力した内容が当該工事の設計図書上に採用された者が一名のときは、その者を受注予定者とする/設計協力者が複数のときは、当該工事の設計図書に採用された内容を勘案するなどして、話し合いにより受注予定者を決定する。		設計協力者がいないときは、受注実績等を勘案して、話し合いにより受注予定者を決定する。	県内普通地方公共団体等	11	総合工業業	3条	入札談合	指名競争入札	公園施設工事	総合工業業	福井県(福井市を除く)	11	19990831	19950401	19990412	19990924	41
42	11(動)23	鋼ビケン工業ほか7社に対する件	福井市が指名競争入札の方法により発注する公園施設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/設計協力者が複数のときは、当該工事の設計図書に採用された内容を勘案するなどして、話し合いにより受注予定者を決定する。				当該工事について、福井市等から図面の作成業務を請け負った設計業者に対し、設計図書の作成に係る資料を提出する等の協力をを行い、協力した内容が当該工事の設計図書上に採用された者が一名のときは、その者を受注予定者とする/設計協力者が複数のときは、当該工事の設計図書に採用された内容を勘案するなどして、話し合いにより受注予定者を決定する。			市	8	総合工業業	3条	入札談合	指名競争入札	公園施設工事	総合工業業	福井市	8	19990831	19950401	19990412	19990924	42
43	11(動)27	建築工業鋼板が294社に対する件	本州及び四国に所在する日本道路公園の支社及び管理局等が指名競争入札の方法により発注する同公園が管理を行う有料道路の橋梁及び高架橋の塗装工事(落札予想金額が3000万円未満の工事を除く)について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					公園から指名競争入札の参加の指名を受けた場合には、当該工事の落札予想金額を、あらかじめ定められたランクに当てはめ、指名業者のうち、当該ランクの持ち点(指名を受けた回数を基にあらかじめ定められた一定の算定方式により算出した点数をいう)が最も多い者を当該工事を受注すべき者とする。			日本道路公園	295	職別工業業(設備工業業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	道路公園が管理を行う有料道路の橋梁及び高架橋の塗装工事	職別工業業(設備工業業を除く)	本州及び四国	295	19991210	19950407	19990402	20000120	43
44	12(動)2	鋼金子設備ほか26名に対する件	小松市が指名競争入札等の方法により発注する上水道本管工事(推進工法及び矢板工法を用いる工事並びに水管橋工法を除く)について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。				受注希望者が複数のときは、工事場所、受注希望者の間における相互の受注協力の実績等を勘案し、受注希望者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。			市	27	総合工業業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見積り合わせ	上水道本管工事	総合工業業	小松市	27	20000322	19950401	19991118	20000420	44

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類中分類	地域	被動者人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																	
45	12(動)4	関ニチイ学館ほか9名に対する件	厚生省、郵政省及び労働福祉事業団が設置した病院並びに国立大学が指名競争入札等の方法により4社のうちの複数社を指名して発注する医事業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		国立病院等から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合には、当該医事業務の受託の継続正当の事情を勘案し、指名業者との話し合いにより当該医事業務を受注すべき者を決定する。						病院等	4	医療業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	医事業務	医療業	全国	4	20000330	19960401	19990908	20000424	45
46	12(動)7	タカハツ建設機ほか202名に対する件	北海道 上川支庁が指名競争入札等の方法により発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。						上川支庁から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合は、旭川農業土木協会の事務局長の職にある者から、受注を予定する者として選ばれた旨の連絡を受けた者を受注すべき者とする。		道	203	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	農業農村整備事業に係る農業土木工事	総合工事業	北海道 上川支庁	203	20000515	19960401	19991020	20000616	46
47	12(動)8	やまさきコンサルtantほか93名に対する件	北海道 上川支庁が指名競争入札等の方法により発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事に伴う測量設計業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。						上川支庁から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合は、旭川測量設計業況会の事務局長の職にある者から、受注を予定する者として選ばれた旨の連絡を受けた者を受注すべき者とする。		道	94	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	農業農村整備事業に係る農業土木工事に伴う測量業務、土木設計業務並びに測量業務及び土木設計業務が一括して発注される業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	北海道 上川支庁	94	20000515	19960401	19991020	20000616	47
48	12(動)11	大通商船ほか44名に対する件	水産庁が一般競争入札の方法により発注する船舶用燃料油について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		水産庁発注の特定船舶用燃料油のうち、九州中国地区及び沖縄地区以外の物件については、系列グループごとに水産庁発注の特定船舶用燃料油の累積受注数量を計算して、当該数量が最も少ない系列グループから順次、受注する物件を選択することによって、物件ごとの受注予定者が属する系列グループを決定し						国(水産庁)	45	石油製品・石炭製品製造業	3条	入札談合	一般競争入札	国内において漁業調査船及び漁業取締船に給油するA重油及び軽油	石油製品・石炭製品製造業	全国	45	20001005	199704	20000412	20001027	48
49	12(動)14	富士電気化学機ほか3名に対する件	陸上自衛隊が指名競争入札又は一般競争入札の方法により発注する通信機用乾電池のうちそのほとんどすべてを占める品目について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		四社すべてが取り扱っている三品目については、右会社の幹事会社を作成したこれら三品目の過去二年間における各社ごとの受注金額の合計額に基づき、各社一品目について四期のうち一つの期のみを選択できることとし、一巡目は受注実績の最も少ない者から、二巡目は受注実績が二番目に少ない者から、三巡目は受注実績が三番目に少ない者から順番に受注を希望する品目及び四期のうち一つの期を選択することにより、各社が、三品目それぞれを受注できるようにする						国(陸上自衛隊)	4	電気機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札又は一般競争入札	通信機に使用する専用の乾電池	電気機械器具製造業		4	20001204	199704	20000308	20001222	49
50	12(動)16	朝朝見工務店ほか68名に対する件	町田市が指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	69	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	土木一式工事	総合工事業	町田市	69	20001221	19961115	20000329	20010209	50
51	12(動)17	高尾建設機ほか53名に対する件	町田市が指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	54	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	建築一式工事	総合工事業	町田市	54	20001221	19961115	20000329	20010209	51
52	12(動)18	垂東コンス1機ほか45名に対する件	町田市が指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	46	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	舗装工事	総合工事業	町田市	46	20001221	19961115	20000329	20010209	52
53	13(動)2	一公工業機ほか16名に対する件	富山県等が指名競争入札の方法により発注する防水工事及び防食工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		富山県等から指名競争入札の参加の指名を受けた場合には、指名を受けた者のうち一定の方式により算定した富山件等発注の特定防水工事の累積受注金額が最も少ない者又は指名を受けた者の間の話し合いにより決定した者を当該工事を受注すべき者とする。						県等	17	個別工事業(設備工事業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	防水工事 防食工事	個別工事業(設備工事業を除く)	富山県	17	20010208	19970401	20000823	20010306	53
54	13(動)3	北川瀬青工業機ほか15名に対する件	富山市等が指名競争入札の方法により発注する防水工事及び防食工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		指名を受けた組合員のうち一定の方式により算定した富山市等発注の特定防水工事の累積受注金額が最も少ない者を受注予定者として決定する。						市等	16	個別工事業(設備工事業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	防水工事 防食工事	個別工事業(設備工事業を除く)	富山県	16	20010208	19970401	20000823	20010306	54
55	13(動)5	機バスコほか6社に対する件	宮城県内の官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する航空写真測量業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該業務の発注者に対する営業活動の実績、過去の受注業務との継続性等の事情を勘案して、指名を受けた者の中から当該業務を受注すべき者を決定する。	当該業務の発注者に対する営業活動の実績、過去の受注業務との継続性等の事情を勘案して、指名を受けた者の中から当該業務を受注すべき者を決定する。					県内官公庁等	7	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	航空写真測量業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	宮城県	7	20010521	19970401	20000523	20010619	55
56	13(動)6	機バスコほか7社に対する件	福島県内の官公庁等が指名競争入札等の方法により発注する航空写真測量業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該業務の発注者に対する営業活動の実績、過去の受注業務との継続性等の事情を勘案して、指名を受けた者の中から当該業務を受注すべき者を決定する。	当該業務の発注者に対する営業活動の実績、過去の受注業務との継続性等の事情を勘案して、指名を受けた者の中から当該業務を受注すべき者を決定する。					県内官公庁等	8	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	航空写真測量業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	福島県	8	20010521	19970401	20000523	20010619	56
57	13(動)9	機楽田組ほか60名に対する件	山形県が指名競争入札等の方法により発注する山形県新庄市及び同県最上郡の地区における農業土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続正当の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						県	61	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は見積り合わせ	農業農村整備事業及びふるさと農道緊急整備事業に係る土木一式工事、建築一式工事、及び土工・コンクリート工事、石工事及び舗装工事	総合工事業	山形県の新庄土地改良事務所及び最上地方事務所の管轄区域	61	20010731	19970401	20010207	20010906	57
58	13(動)12	ワケキューセイモア機ほか21社に対する件(東京都関)	東京都所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する理具類の賃貸業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	22	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は見積り合わせ	理具類の賃貸業務又は洗濯業務	物品賃貸業	東京都	22	20010810	199512中旬	20001018	20010919	58

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類 中分類	地域	被被告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番	
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																		
59	13(勸)13	㈱栄橋商会ほか18社に対する件(神奈川県関係)	神奈川県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	19	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	神奈川県	19	20010810	199512中旬	20001018	20010919	20010919	59
60	13(勸)14	ワタキューセイモア㈱ほか13社に対する件(千葉県関係)	千葉県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	14	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	千葉県	14	20010810	199512中旬	20001018	20010919	20010919	60
61	13(勸)15	㈱ヤマシブクレーションほか11社に対する件(埼玉県関係)	埼玉県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	12	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	埼玉県	12	20010810	199512中旬	20001018	20010919	20010919	61
62	13(勸)16	㈱富山東洋センターほか5社に対する件(富山県関係)	富山県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	6	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	富山県	6	20010810	19960401	20001018	20010919	20010919	62
63	13(勸)17	日本海綿工業㈱ほか5社に対する件(石川県関係)	石川県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	6	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	石川県	6	20010810	19960401	20001018	20010919	20010919	63
64	13(勸)18	キンキ葺具㈱ほか7社に対する件(大阪府関係)	大阪府所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	8	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	大阪府	8	20010810	19960401	20001018	20010919	20010919	64
65	13(勸)19	ワタキューセイモア㈱ほか6社に対する件(兵庫県関係)	兵庫県所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する医薬品の買付業務又は洗濯業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		当該病院等と既に取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						病院等	7	物品賃貸業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	医薬品の買付業務又は洗濯業務	物品賃貸業	兵庫県	7	20010810	19960401	20001018	20010919	20010919	65
66	13(勸)20	㈱イヤサカほか3社に対する件	国土交通省北海道運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			検査コース機器については、平成11年9月以前には、その累積受注金額の少ない者から一巡するようあらかじめ定められた順番により、同年10月以降には、くじの方法によりあらかじめ定められた順番により決定した者を当該機器を受注すべき者とする。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	北海道	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	66
67	13(勸)21	㈱イヤサカほか3社に対する件	国土交通省東北運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記アの持ち点が最も少ない者が複数のときは、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者。		各社の受注実績を基にあらかじめ定められた算定方法により算出した持ち点が最も少ない者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	東北	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	67
68	13(勸)22	日産アルティア㈱ほか3社に対する件	国土交通省新潟運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記アの持ち点が最も少ない者が複数のときは、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者。		各社の受注実績を基にあらかじめ定められた算定方法により算出した持ち点が最も少ない者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	新潟	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	68
69	13(勸)23	㈱イヤサカほか3社に対する件	国土交通省関東運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記アの持ち点が最も少ない者が複数のときは及び複数の物件が同時に発注される場合には、上記アの持ち点、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者。		各社の受注実績を基にあらかじめ定められた算定方法により算出した持ち点が最も少ない者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	関東	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	69
70	13(勸)24	㈱パンザイほか3社に対する件	国土交通省中部運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			各社の受注実績を基にあらかじめ定められた算定方法により算出した持ち点が最も少ない者 / 上記持ち点が最も少ない者が複数のときは、くじの方法により定められた者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	中部	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	70
71	13(勸)25	日産アルティア㈱ほか3社に対する件	国土交通省近畿運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			検査コース機器については、くじの方法によりあらかじめ定められた順番を基本都市、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者 / 別途発注の自動車検査用機械器具については、同年度内において競争入札等が行われるときまでに検査コース機器の受注がない者があればその者を優先することを基本とする話し合いにより決定した者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	近畿	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	71
72	13(勸)26	㈱パンザイほか3社に対する件	国土交通省中国運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			検査コース機器及び別途発注の自動車検査用機器の累積受注金額の合計が最も少ない者を当該機器を受注すべき者とする。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	中国	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	72
73	13(勸)27	㈱パンザイほか3社に対する件	国土交通省四国運輸局が指名競争入札等の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			検査コース機器については、くじの方法によりあらかじめ定められた順番により決定した者。					国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見知り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	四国	4	20011004	19970401	20010222	20011106	20011106	73

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業名	日本標準産業分類 中分類	地域	被被告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番	
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																		
74	13(勧)28	安全自動車検査協会が指名競争入札の方法により発注する件	国土交通省九州運輸局が指名競争入札の方法により発注する自動車検査用機械器具について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記Aの持ち点が最も少ない者が複数のときには、上記Aの持ち点、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者。			検査コース機器及び別途発注の自動車検査用機器の累積受注金額の合計が最も少ない者を優先することを基本とし、受注希望の有無等を勘案した話し合いにより決定した者。				国土交通省地方運輸局	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見限り合わせの方法	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	九州	4	20011004	19970401	20010222	20011106	74	
75	13(勧)29	日産アルティマが指名競争入札の方法により発注する件	内閣府沖縄総合事務局が指名競争入札の方法により発注する自動車検査用機械器具について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	別途発注の自動車検査用機器については、納入先において当該自動車検査用機器が組み込まれる検査コース機器を納入している者を優先することを基本とする話し合いにより決定した者。			検査コース機器については、あらかじめ定められた順番により決定した者。				国(内閣府沖縄総合事務局)	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見限り合わせ	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業	沖縄	4	20011004	19970401	20010222	20011106	75	
76	13(勧)30	関イヤサカが指名競争入札の方法により発注する件	軽自動車検査協会が指名競争入札の方法により発注する自動車検査用機械器具について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記Aの持ち点が最も少ない者が複数のとき及び複数の物件を注予定者が受注できるようにしていた。			各社の受注実績を基にあらかじめ定められた算定方法により算出した持ち点が最も少ない者。				軽自動車検査協会	4	一般機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札	自動車検査用機械器具一式及び単体で別途発注する一部の自動車検査用機械器具	一般機械器具製造業		4	20011004	19970401	20010222	20011106	76	
77	13(勧)31	㈲アーサーが指名競争入札の方法により発注する件	大阪府高槻市水道部が指名競争入札の方法により発注する上水道本管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。							指名を受けた者の間の話し合いにより当該工事を受注すべき者を決定する。	府	27	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見限り合わせ	上水道の配水管、給水管又は導水管に係る布設工事、移設工事、改良工事及び撤去工事並びに消火栓設置工事並びに水道設備工事	設備工事業	大阪府高槻市	27	20011005	19970401	20010426	20011107	77	
78	13(勧)32	㈲日比谷アメニスが指名競争入札の方法により発注する件	東京都が指名競争入札の方法により発注する予定価格が9000万円以上の造園工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。						受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	都	106	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	予定価格が8000万円以上の造園工事	総合工事業	東京都	106	20011130	19970401	20001212	20020117	78	
79	13(勧)34	(財)林野弘済会が指名競争入札の方法により発注する件	林野庁東北森林管理局青森分局管内に所在する意公庁等が指名競争入札の方法により発注する国有林野の利用に伴う調査、測量等業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		過去の受注物件との関連性又は継続性、当該業務に係る発注者への見積書の提出等の営業活動の実績等を勘案して、受注予定者を決定する。	過去の受注物件との関連性又は継続性、当該業務に係る発注者への見積書の提出等の営業活動の実績等を勘案して、受注予定者を決定する。	上記Aの事情がないときは、あらかじめ決めていた順番により、受注予定者を決定する。				国(林野庁)	10	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見限り合わせ	国有林野の利用に伴う調査、測量等業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	林野庁東北森林管理局青森分局管内	10	20011211	19970704	20010215	20020124	79	
80	13(勧)35	(財)林業土木コンサルタンツが指名競争入札の方法により発注する件	林業土木コンサルタンツの職員が得意分野、過去の受注実績等を勘案して選定した者又は受注を希望する者が相指名業者に受注希望を表明し、相指名業者との話し合いにより選定された者を受注予定者として決定し、		林業土木コンサルタンツの職員が得意分野、過去の受注実績等を勘案して選定した者又は受注を希望する者が相指名業者に受注希望を表明し、相指名業者との話し合いにより選定された者を受注予定者として決定し、	林業土木コンサルタンツの職員が得意分野、過去の受注実績等を勘案して選定した者又は受注を希望する者が相指名業者に受注希望を表明し、相指名業者との話し合いにより選定された者を受注予定者として決定し、					国(林野庁)	8	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見限り合わせ	治山事業に係る調査・設計業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	林野庁東北森林管理局青森分局	8	20011211	19990401	20010215	20020124	80	
81	13(勧)36	(財)林業土木コンサルタンツが指名競争入札の方法により発注する件	林業土木コンサルタンツの職員が得意分野、過去の受注実績等を勘案して選定した者又は受注を希望する者が相指名業者に受注希望を表明し、相指名業者との話し合いにより選定された者を受注予定者として決定し、				林業土木コンサルタンツの職員が過去の受注実績等を勘案して当該業務を受注すべき者を決定する。				国(林野庁)	4	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札	林道事業に係る調査・設計業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	林野庁東北森林管理局青森分局	4	20011211	19990401	20010215	20020124	81	
82	13(勧)37	㈲青森ホームが指名競争入札の方法により発注する件	青森県八戸市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性、受注実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	142	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	青森県八戸市	142	20011217	19980401	20010621	20020128	82	
83	13(勧)38	㈲赤穂工務店が指名競争入札の方法により発注する件	青森県八戸市が指名競争入札の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性、受注実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	77	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	建築一式工事	総合工事業	青森県八戸市	77	20011217	19980401	20010621	20020128	83	
84	13(勧)39	㈲石上田建設が指名競争入札の方法により発注する件	青森県八戸市が指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性、受注実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	39	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	舗装工事	総合工事業	青森県八戸市	39	20011217	19980401	20010621	20020128	84	
85	13(勧)40	㈲村上組が指名競争入札の方法により発注する件	香川県が同県高松土木事務所が管轄区域を施工場所とし、指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性、受注実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						県	122	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	香川県高松土木事務所管轄区域	122	20011227	19980101	20010116	20020201	85	
86	13(勧)41	㈲大玉工務店が指名競争入札の方法により発注する件	香川県高松市土木部が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1名の場合は、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との継続性又は関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	125	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	高松市	125	20011227	19980101	20010116	20020201	86	
87	14(勧)1	㈲若鈴が指名競争入札の方法により発注する件	三重県が指名競争入札の方法により発注する測量・設計業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、過去の受注業務との関連性又は継続性の事情等を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						県	33	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札	測量業務、建設コンサルタント業務又は舗装コンサルタント業務として発注する業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	三重県	33	20020418	19980601	20010531	20020529	87	
88	14(勧)2	㈲高橋士連が指名競争入札の方法により発注する件	埼玉県川越市が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注するA等級の土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市	17	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札又は指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	川越市	17	20020426	19970401	20010508	20020531	88	

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類(中分類)	地域	被勤人数	勤告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																	
89	14(勤)3	初雁興業 ㈱ほか14名に対する件	埼玉県川越市が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注するA等級のほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						県	15	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札又は指名競争入札	ほ装工事業	総合工事業	川越市	15	20020426	19970401	20010508	20020531	89
90	14(勤)4	ライト工業 ㈱ほか26名に対する件	神奈川県及び神奈川県企業庁が指名競争入札の方法により発注するのり面保工工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、営業活動の実績、過去の受注工事との継続性又は関連性、工事場所、受注実績、指名実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、営業活動の実績、過去の受注工事との継続性又は関連性、工事場所、受注実績、指名実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、営業活動の実績、過去の受注工事との継続性又は関連性、工事場所、受注実績、指名実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、営業活動の実績、過去の受注工事との継続性又は関連性、工事場所、受注実績、指名実績等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。			県	27	職別工事業(設備工事業を除く)	3条	入札談合	指名競争入札	のり面保工工事	職別工事業(設備工事業を除く)	神奈川県	27	20020516	19980401	20010801	20020617	90
91	14(勤)5	大坪建設 ㈱ほか22名に対する件	長崎県県北振興局及び同局田平土木事務所が指名競争入札の方法により発注する海上土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	上記1以外について、受注を希望する者が1名の場合はその者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、当該工事が施工される港湾若しくは漁港における過去の施工実績又は当該工事が施工される港湾若しくは漁港と受注希望者の有する施設との距離等の事情を勘案し、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。							県	23	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	港湾又は漁港の区域内の海上においてコンクリートミキサ船、起重機船又はしゅうせんせつ船のいづれかを採用して施工する海上土木工事	総合工事業	長崎県	23	20020610	19980401	20011122	20020628	91
92	14(勤)6	五洋建設 ㈱ほか4名に対する件	長崎県対馬支庁が指名競争入札の方法により発注する美津島港広域防波堤本体築造工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。				(7)各年度に発注される工事のうちいずれか1件の工事については五洋建設を/(4)五洋建設を受注予定者とする工事を除く(工事については、東亜建設工業株式会社、東洋建設株式会社、若葉建設株式会社佐伯建設工業株式会社の順に、...それぞれ、当該工事の受注予定者とし、				県	5	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	美津島漁港における広域防波堤のスリットケーン製作又は据付けを含む工事	総合工事業	長崎県	5	20020610	199509中旬	20011122	20020628	92
93	14(勤)9	信号器材 ㈱ほか55名に対する件	警視庁が指名競争入札等の方法により発注する道路標識設置工事について、幹事会社2社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	警視庁から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合には、幹事等と称される者が警視庁からの指名実績、受注実績、工事の施工能力等を勘案して選定した者を、当該工事を受注すべき者とする。							都(警視庁)	56	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見限り合わせ	道路標識設置工事	設備工事業	東京都	56	20020715	19980401	20011127	20020730	93
94	14(勤)10	信号器材 ㈱ほか48名に対する件	警視庁が指名見限り合わせの方法により着式道路標示塗装委託として発注する工事について、幹事会社3社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に、受注予定者が受注できるようにしていた。								都(警視庁)	49	設備工事業	3条	入札談合	指名見限り合わせ	着式道路標示塗装工事	設備工事業	東京都	49	20020715	19980401	20011127	20020730	94
95	14(勤)11	宮川興業 ㈱ほか55名に対する件	警視庁が指名見限り合わせの方法によりトラフィックペイント道路標示塗装委託として発注する工事について、幹事会社2社が指名実績、受注実績等を勘案して受注予定者を決定する等の合意の下に、受注予定者が受注できるようにしていた。								都(警視庁)	56	設備工事業	3条	入札談合	指名見限り合わせ	トラフィックペイント道路標示塗装工事	設備工事業	東京都	56	20020715	19980401	20011127	20020730	95
96	14(勤)12	㈱キンキ 酸器ほか8名に対する件	大阪府所在の国公立病院等が指名競争入札等の方法により発注するタンク向け液化酸素について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該病院等と既に取引を行っている者を当該タンク向け液化酸素を受注すべき者とする。							病院等	9	化学工業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見限り合わせ	定置式液化酸素貯槽向け医療用液化酸素	化学工業	大阪府	9	20020715	19970401	20011106	20020730	96
97	14(勤)13	㈱水島酸 素商ほか4名に対する件	兵庫県所在の国公立病院等が指名競争入札等の方法により発注するタンク向け液化酸素について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該病院等と既に取引を行っている者を当該タンク向け液化酸素を受注すべき者とする。							病院等	5	化学工業	3条	入札談合	一般競争入札、指名競争入札又は指名見限り合わせ	定置式液化酸素貯槽向け医療用液化酸素	化学工業	兵庫県	5	20020715	19970401	20011106	20020730	97
98	14(勤)15	㈱本電機 ㈱ほか9名に対する件	大阪市教育委員会が指名競争入札の方法により発注する語学演習機について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。			大阪市教育委員会から指名競争入札の参加者として指名を受けた場合には、受注実績等を勘案して当該物件を受注すべき者を決定する。					市	10	情報通信機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札	語学演習機	情報通信機械器具製造業	大阪市	10	20020912	19990401	20020423	20021009	98
99	14(勤)16	㈱アルビジネ スほか22名に対する件	大阪市教育委員会が指名競争入札又は指名見限り合わせの方法により発注する同委員会事務局学校事務センター関連のコンピュータ等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。							学校事務センターから指名競争入札等の参加者として指名を受けた場合には、当該物件を受注すべき者を決定する。	市	23	情報通信機械器具製造業	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見限り合わせ	大阪市教育委員会事務局の東部、西部、南部及び北部の学校事務センターが入札及び契約事務を行うコンピュータ及び周辺機器	情報通信機械器具製造業	大阪市	23	20020912	20000401	20020423	20021009	99
100	14(勤)17	㈱高田土木ほか116名に対する件	千葉市等が指名競争入札等の方法により発注する特定土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注予定者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市等	117	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は希望型指名競争入札の方法	土木一式工事	総合工事業	千葉市	117	20021030	19980401	20011113	20021204	100
101	14(勤)18	旭建設 ㈱ほか95名に対する件	千葉市等が指名競争入札の方法により発注する特定ほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注予定者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市等	96	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は希望型指名競争入札の方法	ほ装工事業	総合工事業	千葉市	96	20021030	19980401	20011113	20021204	101
102	14(勤)19	四国ロード ㈱ほか3名に対する件	日本道路公園四国支社が公募型指名競争入札の方法により発注する道路保全工事について、共同して、四国ロードサービス㈱を受注予定者とし、受注予定者が受注できるようにしていた。		保全工事については競争入札制度の導入後も、その工事の性質等から、当該保全工事を既に施工している社が継続して受注することが望ましい旨の認識が醸成されていたところ、四国ロードサービス及び中国地区3社の4社は、...日本道路公園が発注する保全工事についてはその受注実績を尊重し、受注実績を有する事業者が引き続き受注することが望ましい旨認識し、...						日本道路公園	4	総合工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札	道路保全土木工事	総合工事業	四国	4	20021112	199706	20011213	20021204	102
103	14(勤)24	杉田建設 ㈱興業 ㈱に対する件	千葉市等が指名競争入札等の方法により発注する特定土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注予定者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市等	1	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は希望型指名競争入札の方法	土木一式工事	総合工事業	千葉市	1	20021030	19980401	20011113	20030108	103

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類 中分類	地域	被動者人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番	
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																		
104	14(動)25	杉田建設興業㈱に対する件	千葉県等が指名競争入札の方法により発注する特定建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。							市等	1	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札又は希望型指名競争入札の方法	ほ装工事業	総合工事業	千葉県	1	20021030	19980401	20011113	20030108	20030108	104
105	15(動)1	及川産業㈱ほか44名に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する一般土木、造園工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	45	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	一般土木工事及び造園工事	総合工事業	岩見沢市	45	20030130	19990401	20020521	20030311	20030311	105
106	15(動)2	㈱カツイほに対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	42	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	建築工事業	総合工事業	岩見沢市	42	20030130	19990401	20020521	20030311	20030311	106
107	15(動)3	遼央興産㈱ほか16名に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する管工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	17	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	管工事業	設備工事業	岩見沢市	17	20030130	19990401	20020408	20030311	20030311	107
108	15(動)4	北立舗道㈱ほか15名に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注するほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	16	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	ほ装工事業	総合工事業	岩見沢市	16	20030130	19990401	20020521	20030311	20030311	108
109	15(動)5	千葉電気工事㈱ほか16名に対する件	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する電気工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	17	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	電気工事業	設備工事業	岩見沢市	17	20030130	19990401	20020521	20030311	20030311	109
110	15(動)11	㈱京三製作所ほか13名に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注するプログラム多段式交通信号機新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		プログラム多段式制御機更新工事については、当該工事の委託設計業務を行った者を受注予定者とする。これを基本として、適合により受注予定者を決定する。/ 改良工事のうち夜間反応応化工事及び多現示化工事については、メーカーが受注すること都市、メーカーが受注予定者を決定する。	新設工事については、工事業者が1社当たり年間1ないし2物件の工事を受注し、残りの物件をメーカーが受注することとし、それぞれが受注すべき工事について話し合いにより受注予定者を決定する。					都(警視庁)	14	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	プログラム多段式交通信号機に係る新設工事、プログラム多段式制御機更新工事並びに改良工事のうち夜間半感応化工事及び多現示化工事	設備工事業	東京都	14	20030220	19990401	20020228	20030328	20030328	110
111	15(動)13	三球電機㈱ほか11名に対する件	警視庁が指名競争入札の方法により発注する信号施設更新等工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	委託設計業務及び設計協力が行われなかった工事については、当該工事の委託設計業務又は設計協力を行った者を受注予定者とする。これを基本として、受注を希望する者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。	委託設計業務又は設計協力が行われた工事については、当該工事の委託設計業務又は設計協力を行った者を受注予定者とする。これを基本として、受注を希望する者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。	委託設計業務及び設計協力が行われなかった工事については、当該工事の委託設計業務又は設計協力を行った者を受注予定者とする。これを基本として、受注を希望する者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。					都(警視庁)	12	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	交通信号機に係る信号施設更新工事、ターバーポール更新工事、地下線化工事、代替柱新設工事、車両用灯器増灯工事、歩行者用灯器増灯工事及び信号施設移設工事	設備工事業	東京都	12	20030220	19990401	20020228	20030328	20030328	111
112	10(判)28	㈱東芝ほに対する件	郵政省が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される一般競争入札の方法により発注する郵便番号自動読取区分機類について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								国(郵政省)	2	一般機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札	郵便物自動選別取りそろえ押印機、選別台付自動取りそろえ押印機、郵便物あて名自動読取区分機、新型区分機、新型区分機用情報入力装置、バーコード区分機及び区分機用連結部	一般機械器具製造業		2	19981112	19950401	19971210	20030627	20030627	112
113	15(動)18	(財)経済調査会ほに対する件	国土交通省関東地方整備局管内に所在する管公庁等が指名競争入札等の方法により発注する建設資材の実例価格の調査業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								国土交通省地方整備局	2	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名員協同合わせ	建設資材の実例価格の調査業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	国土交通省関東地方整備局管内	2	20030612	19990401	20020619	20030714	20030714	113
114	15(動)19	㈱長瀬組ほか105名に対する件	名古屋市中区においてB、C及びDの等級に格付けをした者のみを指名して、指名競争入札の方法により発注する建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、過去の受注工事との関連性、工事場所等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市	106	総合工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	建築工事業	総合工事業	名古屋市	106	20030627	19990401	20021024	20030806	20030806	114
115	15(動)22	㈱田原スポーツ工業ほに対する件	東京都が財務局において希望制指名競争入札の方法により運動場施設工事として発注する建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								都	36	総合工事業	3条	入札談合	希望制指名競争入札	運動場施設工事として発注する建設工事	総合工事業	東京都	36	20030825	19990401	20021031	20031002	20031002	115
116	15(動)23	日勝スポーツ工業㈱ほに対する件	東京都世田谷区が希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により運動場施設工事として発注する建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								区	10	総合工事業	3条	入札談合	希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法	運動場施設工事として発注する建設工事	総合工事業	東京都世田谷区	10	20030825	199907	20021031	20031002	20031002	116

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業名	日本標準産業分類 中分類	地域	被被告人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	前記A以外のときは、当該工事に係る営業活動の実績、機械器具の種類、受注実績等の事情を勘案して、指名業者の間の話合いにより受注予定者を決定する。	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合																		
117	15(勳)26	㈱ケイ・エスほか26名に対する件	北九州市が指名競争入札の方法により発注する下水道設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。							市	27	設備工事業	3条	入札談合	指名競争入札	下水道の施設に係る機械器具設置工事	設備工事業	北九州市	27	20031022	19990401	20030325	20031126	117
118	15(勳)30	㈱大崎組ほか10名に対する件	静岡県旧清水市等が指名競争入札の方法により発注するほ装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。							市等	11	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	ほ装工事業	総合工事業	静岡県清水市	11	20031113	19990601	20030225	20031208	118
119	15(勳)31	国土監理㈱ほか34名に対する件	長野県長野建設事務所が指名競争入札又は指名見知り合わせの方法により発注する測量業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。							県	35	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見知り合わせ	測量業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	長野県	35	20031118	19990401	20021213	20031209	119
120	15(勳)32	国土監理㈱ほか42名に対する件	長野県長野建設事務所が指名競争入札又は指名見知り合わせの方法により発注する建設コンサルタント業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする。							県	43	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は指名見知り合わせ	建設コンサルタント業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	長野県	43	20031118	19990401	20021213	20031209	120
121	16(勳)6	奥村組土木興業㈱ほか1名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する水道局西部工事事務所及び水道局南部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		交互に						市	2	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水設備修繕工事	設備工事業	大阪市水道局西部工事事務所及び水道局南部工事事務所の管轄区域	2	20040416	20000117	20030902	20040518	121
122	16(勳)8	㈱大工建設工業㈱ほか4名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する都島区、中央区及び東成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	5	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市都島区、中央区及び東成区の地域	5	20040416	20010117	20030730	20040518	122
123	16(勳)9	奥村組土木興業㈱ほか1名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する此花区、西区、港区及び大正区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	2	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市此花区、西区、港区及び大正区の地域	2	20040416	20010711	20030730	20040518	123
124	16(勳)10	中林道路㈱ほか5名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する浪速区、住之江区及び西成区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者が1社のとき							市	6	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市浪速区、住之江区及び西成区の地域	6	20040416	20020115	20030730	20040518	124
125	16(勳)12	㈱中東組ほか2名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する天王寺区、阿倍野区及び住吉区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	3	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市天王寺区、阿倍野区及び住吉区の地域	3	20040416	20000117	20030730	20040518	125
126	16(勳)13	㈱吉田組ほか1名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する北区、福島区及び東淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	2	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市北区、福島区及び東淀川区の地域	2	20040416	20010711	20030730	20040518	126
127	16(勳)14	奥山建設㈱ほか5名に対する件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する西淀川区及び淀川区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								市	6	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市西淀川区及び淀川区の地域	6	20040416	20010711	20030730	20040518	127
128	16(勳)15	㈱横山測量設計事務所ほか21名に対する件	山形県が、量販総合支庁建設部において、指名競争入札又は見知り合わせの方法により発注する測量業務、土木コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及びその他の業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする。							県	22	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見知り合わせ	測量業務、土木コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及びその他業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	山形県	22	20040513	20000401	20030919	20040607	128
129	16(勳)35	㈱ブリヂストンほか3名に対する件	防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								国(防衛庁)	4	ゴム製品製造業	3条	入札談合	競争入札(ほとんどもとすべて一般競争入札、平成16年3月以降、契約の種類を製造請負契約とするものについて指名競争入札。)	航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うもの	ゴム製品製造業	全国	4	20041224	20010717	20040617	20050131	129
130	17(勳)4	名古屋電機工業㈱ほか2名に対する件	日本道路公団が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。								日本道路公団	3	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	全国	3	20050407	20010401	20040831	20050426	130

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類(中分類)	地域	被動者人数	勧告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合																		
131	17(勸)5	アンリツ株式会社 ほか5名 に対する 件	国土交通省関東地方整備局が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、関東地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、関東地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。					国土交通省地方整備局	6	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	関東	6	20050407	20010401	20040831	20050427	131
132	17(勸)6	名古屋電機工業株式会社 ほか5名 に対する 件	国土交通省中部地方整備局が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、中部地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、中部地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。					国土交通省地方整備局	6	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	中部	6	20050407	20010401	20040831	20050427	132
133	17(勸)7	星和電機株式会社 ほか5名 に対する 件	国土交通省近畿地方整備局が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、近畿地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、近畿地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。					国土交通省地方整備局	6	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	近畿	6	20050407	20010401	20040831	20050427	133
134	17(勸)8	小糸工業株式会社 ほか4名 に対する 件	国土交通省中国地方整備局が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、中国地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との関連性、中国地方整備局又は設計コンサルタント会社への技術提案等の営業努力及びその採用等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。					国土交通省地方整備局	5	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	中国	5	20050407	20010401	20040831	20050427	134
135	17(勸)10	国土環境株式会社 ほか14名 に対する 件	国土交通省中国地方整備局が公募型指名競争入札等の方法により発注する情報表示設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去の同種の業務に係る受注実績及び指名回数、過去に受注した業務との関連性、発注者である大阪府への見積書提出等の営業努力等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合い又は話し合いが難航した場合(じ)の方法等により受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去の同種の業務に係る受注実績及び指名回数、過去に受注した業務との関連性、発注者である大阪府への見積書提出等の営業努力等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合い又は話し合いが難航した場合(じ)の方法等により受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、過去の同種の業務に係る受注実績及び指名回数、過去に受注した業務との関連性、発注者である大阪府への見積書提出等の営業努力等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合い又は話し合いが難航した場合(じ)の方法等により受注予定者を決定する。				国土交通省地方整備局	15	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	情報表示設備工事	設備工事業	大阪府	15	20050602	20020401	20041207	20050623	135
136	17(勸)12	高田機工株式会社 ほか39名 に対する 件	国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が一般競争入札等の方法により発注する鋼橋上部工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。				各社の過去の受注実績等に基づき、K会及びA会と称する会の幹事社が割り付けた社又は共同企業体を受注すべき者としていた。				国土交通省地方整備局	40	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札	建築工事業	総合工事業	関東、東北及び北陸	40	20050929	20020401	20041005	20051118	136
137	17(勸)13	JFEエンジニアリング株式会社 ほか39名 に対する 件	日本道路公園が一般競争入札等の方法により発注する鋼橋上部工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。						日本道路公園元理事は...落札を予定する社は共同企業体を選定した一覧表を年度当初等に作成し.../石川島播磨の担当者は、これを受け、発注予定工事に係る入札の公告等が行われた後に、落札予定者にその旨を連絡していた。		日本道路公園	40	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札	建築工事業	総合工事業	全国	40	20050929	20020401	20041005	20051118	137
138	17(勸)14	遼辺建設株式会社 ほか28名 に対する 件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札等の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者又は共同企業体とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去に受注した工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、必要に応じ、宇都宮市内に本店を置く大手業者の営業責任者の助言を得て、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市	29	総合工事業	3条	入札談合	事後審査型制限付き一般競争入札、制限付き一般競争入札又は指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	宇都宮市	29	20051014	20010401	20050125	20051118	138
139	17(勸)15	御増建設株式会社 ほか18名 に対する 件	宇都宮市がAの等級に格付した者のみを対象として事後審査型制限付き一般競争入札等の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注希望者が1社のときは、その者を当該工事を受注すべき者又は共同企業体とする。	受注希望者が複数のときは、必要に応じて宇都宮市内に本店を置く大手業者の営業責任者による当該受注希望に関する意見交換の結果を踏まえつつ、過去に受注した工事との継続性、工事場所等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。						市	19	総合工事業	3条	入札談合	事後審査型制限付き一般競争入札又は制限付き一般競争入札	建築工事業	総合工事業	宇都宮市	19	20051014	20010401	20050125	20051118	139
140	11(判)4	日立造船株式会社 ほか4名 に対する 件	市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について、各社が受注希望の表明を行い/受注を希望する者が一名の工事を受注すべき者とする/受注希望者が複数の工事については、受注希望者間で話し合い、受注予定者を決定する。							市町村等	5	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札、一般競争入札又は指名競争入札	ごみ焼却施設の建設工事	総合工事業	全国	5	19990813	199404	19980917	20060627	140
141	16(判)7	関竹土木株式会社 ほか1名 に対する 件	大阪市が指名見知り合わせの方法により水道局において発注する水道局東部工事事務所及び水道局北部工事事務所の管轄区域を施工場所とする配水設備修繕工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	大阪市から見積比較参加者として指名を受けた場合には、被審人2社間の話し合いにより、被審人2社のうちいずれかを当該工事を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)に決定する。	大阪市から見積比較参加者として指名を受けた場合には、被審人2社間の話し合いにより、被審人2社のうちいずれかを当該工事を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)に決定する。					市	2	設備工事業	3条	入札談合	指名見知り合わせ	配水設備修繕工事	設備工事業	大阪市水道局東部工事事務所及び水道局北部工事事務所の管轄区域	2	20040416	20000117	20030902	20070130	141	
142	11(判)17 11(判)5	石井測量株式会社 ほか89名 に対する 件 技研システム株式会社 に対する 件	千葉市及び同市水道局が指名競争入札等の方法により発注する測量業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、千葉市等の測量業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどとして算出した点数)を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、千葉市等の測量業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどとして算出した点数)を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、千葉市等の測量業務に係る発注業務担当者に対する営業活動の実績、過去の受注物件との関連性等の事情を勘案し、又は持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどとして算出した点数)を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。				市	90(+1)	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見知り合わせ	測量業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	90(+1)	19990803	19950401	19980911	19990908 20000808	142
143	11(勸)19 11(判)6	関共同地質調査株式会社 ほか25名 に対する 件 国際地質調査株式会社 に対する 件	千葉市及び同市水道局が指名競争入札等の方法により発注する地質調査業務について、千葉市内に本店を有する地質調査業者が、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該業務について受注を希望する者が一名のときは、その者を受注予定者とする/受注希望者がいないときは、指名を受けた者の間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどとして算出した点数)を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	受注希望者が複数のときは、持ち点(指名実績を基に指名一回を一点とするなどとして算出した点数)を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。				市	26(+1)	専門サービス業(他に分類されないもの)	3条	入札談合	指名競争入札又は見知り合わせ	地質調査業務	専門サービス業(他に分類されないもの)	千葉市	26(+1)	19990803	19950401	19980911	19990908 20010920	143	

連番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業界	日本標準産業分類中分類	地域	被被告人数	勧告日	始期	終期	審決日	連番	
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																		
155	15(動)16 15(判)21	サンデンハウジング㈱ほか12名に対する件 太平ビルサービス㈱に対する件	下関市に所在する官公庁等が指名競争入札の方法により発注する建築物清掃業務等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		指名を受けた者のうち、下関地区の官公庁等と既取引を行っている者を当該業務を受注すべき者とする。						市	13 (+1)	その他の事業サービス業	3条	入札談合	指名競争入札	建築物内部の清掃業務	その他の事業サービス業	下関市	13 (+1)	20030416	19980301	20020529	20030515 20030807	155	
156	15(動)17 15(判)25	明清建設工業㈱に対する件 公成建設㈱ほか10名に対する件 (野口舗道㈱に対する件)	京都市が指名競争入札の方法により発注する工事として発注する予定価格が5000万円以上の工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者が1社のときは、その者を受注予定者とする / 受注希望者が複数あるときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。							市	1 (+11)	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	ほ装工業	総合工事業	京都市	1 (+11)	20030522	20000401	20020827	20030618 20030912 20040917	156	
157	15(動)20 15(判)38	愛知時計電機㈱ほか17名に対する件 脚金門製作所に対する件	東京都が一般競争入札の方法により発注する乾式直読型水道メーターについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		3者及び金門製作所が発注すべき物件にあっては、愛知時計電機が従来の受注実績等を考慮して物件ごとに受注予定者を決定し、 / 中小業者が発注すべき物件にあっては、愛知時計電機から中小業者が発注すべき物件の連絡を受け、従来の受注実績等を考慮して物件ごとに受注予定者を決定する。						都	18 (+1)	精密機械器具製造業	3条	入札談合	一般競争入札	口径13ミリメートル、同2.0ミリメートル及び同2.5ミリメートルの水道メーター	精密機械器具製造業	東京都	18 (+1)	20030715	20010719	20020717	20030807 20040205	157	
158	15(動)29 16(判)1	鈴与建設㈱ほか23名に対する件 ㈱大石組に対する件	静岡県旧清水市等が制限付一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	当該工事について受注を希望する者又は共同企業体が1名のと受注できる者又は受注予定者とする。	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより、受注予定者を決定する。						市等	24 (+1)	総合工事業	3条	入札談合	制限付一般競争入札又は指名競争入札	土木一式工事	総合工事業	静岡県清水市	24 (+1)	20031113	19990601	20030225	20031208 20060412	158	
159	16(動)11 16(判)9	東亜土木㈱に対する件 ㈱進歩組に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する生野区、東住吉区及び平野区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。					話し合いなどにより、当該工事を受注すべき者を決定。			市	1 (+1)	設備工事業	3条	入札談合	指名見積り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市生野区、東住吉区及び平野区	1 (+1)	20040416	20000117	20030730	20040518 20060426	159	
160	16(動)7 16(判)8	㈱ヤマゼンほか10名に対する件 東海工業㈱に対する件	大阪市が指名見積り合わせの方法により水道局において発注する旭区、城東区及び鶴見区の地域を施工場所とする配水管工事跡舗装復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		鶴見区、旭区、城東区の順序で / あらかじめ受注予定者となる順序を定める方法により						市	11 (+1)	設備工事業	3条	入札談合	指名見積り合わせ	配水管工事跡舗装復旧工事	設備工事業	大阪市旭区、城東区及び鶴見区	11 (+1)	20040416	20010117	20030730	20040518 20070130	160	
161	16(動)20 16(判)16	東光電気工事㈱ほか97名に対する件 サンテック㈱ほか4名に対する件	岐阜県等が一般競争入札等の方法により発注する電気工事のうち、落札金額が2億円以上になると予想されるものについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	それまでの岐阜県等発注の特定電気工事への入札参加回数、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情により当該工事について受注を希望する者は、世話人等を称する者に対してその旨を表明し	受注希望者が複数のときは、それまでの岐阜県等発注の特定電気工事への入札参加回数、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して						県等	98 (+5)	設備工事業	3条	入札談合	一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札	電気工事	設備工事業	岐阜県並びに岐阜県内の市町村	98 (+5)	20040713	20000401	20040217	20040804 20041214	161	
162	16(動)21 16(判)17	栗原工業㈱ほか35名に対する件 サンテック㈱ほか1名に対する件	岐阜大学が一般競争入札等の方法により発注する電気工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	それまでの岐阜大学発注の特定電気工事への入札参加回数、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情により当該工事について受注を希望する者は、世話人等を称する者に対してその旨を表明し	受注希望者が複数のときは、それまでの岐阜大学発注の特定電気工事への入札参加回数、工事場所、過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して						大学	36 (+2)	設備工事業	3条	入札談合	一般競争入札、詳細条件審査型一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札	電気工事	設備工事業	岐阜大学	36 (+2)	20040713	20020401	20040217	20040804 20041214	162	
163	16(動)25 16(判)20	㈱マルト建設工務店ほか10名に対する件 ㈱本間組ほか44名に対する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者は、調整役等と称する者又は入札参加業者に対して、その旨を表明し	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注実績等の事情を勘案して						市	11 (+45)	総合工事業	3条	入札談合	制限付一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札	Aの等級に格付している者(Aの等級に格付している者を代表者とする共同企業体を含む。)のみを入札参加者として発注する建築一式工事	総合工事業	新潟市	11 (+45)	20040728	19990401	20030930	20040917 20060418 20060515 20060522 20060609 20060704 20060731 20060818 20061107 20061205 20061214 20061225 20070214 20070416	163	
164	16(動)24 16(判)19	㈱木下内組ほか18名に対する件 ㈱加賀田組ほか28名に対する件	新潟市が公募型指名競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを指名して発注する開閉工法を用いる下水管きき工事及び汚水管布設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者は、調整役等と称する者又は入札参加業者に対して、その旨を表明し	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注実績等の事情を勘案して						市	19 (+29)	設備工事業	3条	入札談合	公募型指名競争入札又は指名競争入札	開閉工法を用いる下水管きき工事及び汚水管布設工事	設備工事業	新潟市	19 (+29)	20040728	19990401	20030930	20040917 20060704 20060731 20060818 20061107 20061205 20061214 20061225 20070214	164	
165	16(動)36 17(判)6	㈱ブリヂストンほか8名に対する件 東洋ゴム工業㈱に対する件	防衛庁が一般競争入札に付する航空機用以外の空気入りタイヤ・チューブのうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うものについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		必要な金型(以下「モールド」という)を保有する物件については、取分の大きい社から順に、調達が予定されている物件のうち想定受注金額の高額な物件から割り当てていくという方法により						国(防衛庁)	9 (+1)	ゴム製品製造業	3条	入札談合	一般競争入札	空気入りタイヤ・チューブ(航空機用ものを除く。)のうち防衛庁契約本部が契約に関する事務を行うもの	ゴム製品製造業	全国	9 (+1)	20041224	20030731	20040617	20050131 20050331	165	

通番	事件番号	件名	内容	受注希望の有無の確認	落札者を選ぶ際、コストのうち観察可能な要素を考慮する	落札者を選ぶ際、private informationのシグナルを考慮する	落札者を選ぶ際、単純な配分の公平性を考慮する	落札者を選ぶ際、機会費用に応じた配分の公平性を考慮する	官製談合	その他	発注者の区分	処罰対象となった組織・個人の数	業種	関係法条	態様	発注方法	産業名	日本標準産業分類中分類	地域	被勤人数	勤告日	始期	終期	審決日	通番
				受注希望者	既受注工事との関連性、継続性、工事場所、技術的可否、必要な機材、設備等の保持	営業努力、営業活動の実績	順番、交互、交代、過去の受注実績、受注シェア、累計受注金額、受注金額の割合	過去の指名回数、指名実績、入札参加実績																	
166	16(判)18	㈱本間組ほか54名に対する件	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシーールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管敷工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する者は、調整役等と称する者又は入札参加業者に対して、その旨を表明し	受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注実績等の事情を勘案して		受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注実績等の事情を勘案して				市	55	設備工事業	3条	入札談合	制限付一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札	推進工法又はシーールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管敷工事	設備工事業	新潟市	55	20040728	19990401	20030930	20060418 20060515 20060522 20060609 20060704 20060731 20060818 20061107 20061205 20061214 20070214	166
167	16(判)4	㈱荏原製作所ほか13社に対する件	東京都が一般競争入札、公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		増設工事又は再構築工事等については、当該工事の対象となる下水道施設に係る下水道ポンプ設備を以前に受注した者を受注予定者とし、	新設工事については、東京都から当該工事の対象となる下水道施設に係る設計を請け負ったコンサルタント業者又は東京都への技術提案等の事情を勘案して					都	14	設備工事業	3条	入札談合	公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札	下水道ポンプ設備工事	設備工事業	東京都	14	20040330	19990401	20030729	20061002 20070116 20070207	167
168	16(判)26	オリエンタル建設㈱ほか19名に対する件	国土交通省関東地方整備局が競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	自社が受注を希望する工事又は自社が受注を希望する工事額を...に表明し、幹事と称する者は、各社の過去の受注実績、受注希望等を勘案して		自社が受注を希望する工事又は自社が受注を希望する工事額を...に表明し、幹事と称する者は、各社の過去の受注実績、受注希望等を勘案して					国土交通省地方整備局	20	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札	プレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事	総合工事業	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県（関東地方整備局の管轄）	20	20041015	20010401	20040331	係属中	168
169	16(判)27	オリエンタル建設㈱ほか16名に対する件	国土交通省近畿地方整備局が競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する場合には、その旨を表明し、...幹事と称する者に表明された受注希望、各社の過去の受注実績等を勘案して、		受注を希望する場合には、その旨を表明し、...幹事と称する者に表明された受注希望、各社の過去の受注実績等を勘案して、					国土交通省地方整備局	17	総合工事業	3条	入札談合	一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札	プレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事	総合工事業	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県と三重県の一部地域（近畿地方整備局の管轄）	17	20041015	20000401	20031203	係属中	169
170	16(判)28	オリエンタル建設㈱ほか17名に対する件	福島県が競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。		福島県発注の特定ピーシー橋梁工事に係る設計を請け負ったコンサルタント業者に対し、設計図面の作成などの設計協力を行ったかどうか等を勘案して						県	18	総合工事業	3条	入札談合	条件付き一般競争入札、技術評価型意向確認方式指名競争入札、希望工種反映型指名競争入札又は指名競争入札	プレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事	総合工事業	福島県	18	20041015	20010401	20031203	係属中	170
171	16(判)29	ライト工業㈱ほか15名に対する件	愛媛県が指名競争入札の方法により土木部、地方局建設部及び土木事務所において発注するのり面保護工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	受注を希望する旨を世話役と称する者に対して表明した者が1社の場合、当該工事を受注すべき者とする。	受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との継続性、関連性、指名実績等の事情を勘案して		受注希望者が複数のときは、過去に受注した工事との継続性、関連性、指名実績等の事情を勘案して				県	16	個別工事業（設備工事業を除く）	3条	入札談合	指名競争入札	のり面保護工事	個別工事業（設備工事業を除く）	愛媛県	16	20041112	20010701	20040324	係属中	171
172	13(納)446～479 14(判)1～34	大成建設㈱ほか33社に対する件	(前)東京都新都市建設公社が指名競争入札の方法により発注するAランクの格付の土木工事及び共同施工方式により施工する土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	公社から指名競争入札の参加者として指名を受けた場合（自社が構成員であるJ）が指名を受けた場合を含む。）には、当該工事若しくは当該工事の施工場所との関連性が強い者若しくはJ又は当該工事についての受注の希望を表明する者若しくはJ（以下「受注希望者」という。）が1名の場合は、その者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、それぞれの者の当該工事又は当該工事の施工場所との関連性（以下「条件」という。）等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。	公社から指名競争入札の参加者として指名を受けた場合（自社が構成員であるJ）が指名を受けた場合を含む。）には、当該工事若しくは当該工事の施工場所との関連性が強い者若しくはJ又は当該工事についての受注の希望を表明する者若しくはJ（以下「受注希望者」という。）が1名の場合は、その者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、それぞれの者の当該工事又は当該工事の施工場所との関連性（以下「条件」という。）等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する。					東京都新都市建設公社	34	総合工事業	3条	入札談合	指名競争入札	Aランクの格付の土木工事及び共同施工方式により施工する土木工事	総合工事業	東京都の区域のうち市区及び島しょ部を除く39市町村の区域（多摩地区）	34	20011214	19971001	20000927	係属中	172	
173	8(納)37～171	大阪電気倶楽部の会費に受注予定者決定構成事業者に対する件	大阪市発注の特定電気工事について、会員に受注予定者を決定構成事業者に受注できるようにさせていた。		それまでの受注及び指名の実績に基づいて一定の方法により会員ごとの累積点数及び累積指名回数を算定し、累積点数又は累積指名回数の多寡によりあらかじめ定められた優先順位に基づいて指名を受けた会員のうち最も優先順位の高い者を当該工事を受注すべき者とする。	それまでの受注及び指名の実績に基づいて一定の方法により会員ごとの累積点数及び累積指名回数を算定し、累積点数又は累積指名回数の多寡によりあらかじめ定められた優先順位に基づいて指名を受けた会員のうち最も優先順位の高い者を当該工事を受注すべき者とする。				市	1	設備工事業	8条	入札談合	指名競争入札	電気工事業	設備工事業	大阪市	1	19960628	19920501	19931104		123	